

風連町・名寄市合併協議会
第6回 基本項目等検討小委員会

日 時 平成16年7月29日(木)午後6時～
会 場 名寄市民文化センター
視聴覚室

1. 開 会

石王事務局長：おばんでございます。

今日は非常に暑い日になりまして、今年一番の暑さという日に委員会を開くということで、大変暑い中、ご苦労さまでございます。

ただいまから第6回の基本項目等検討小委員会を開催をさせていただきます。

尚、小委員会の出席でございますけれども、17名中16名が出席でございます。風連の林委員さんから欠席とのご連絡を今いただいたところでございます。

尚、会議は、過半数を超えてございますので、成立することをご報告をさせていただきます。

会議の議長は福光委員長がこの以降、進めるということになってございますので、委員長よろしくお願いいたします。

2. 委員長挨拶

福光委員長：皆さんどうもご苦労さまでございます。

今、事務局長からお話があったように、本当に暑いところをお集まりをいただきましてありがとうございます。ご苦労さまでございます。

これまで5回、今日を入れて6回目なのですが、これまでに基本項目等検討小委員会で決定された課題につきましては、合併の方式、そして期日、財産の取扱い、こういう3つが決まっておりますが、その他につきましては継続という状況になっております。

特に合併の期日について、前回の委員会で若干期日についての言及がありましたけれども、いずれにしても18年3月31日までにという確認をしておりますので、そうした流れの中で作業を進めていってもらわなければならないと考えております。

また、継続としております地域審議会及び地域自治組織の課題につきましては、今、風連と名寄両方で、それぞれの自治区のあり方について、事務局の方でたたき台をつくっております。次回の委員会には提案できるだろうと思います。これは新市建設計画の方の委員会ともかわりがありますので、協議についても正副委員長同士、どのように扱うかということで若干相談をして、また皆様方にご提示してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、前回の第5回のこの小委員会で組織機構図をたたき台として案を出していただ

きました。この機構案も、新市の本庁舎が決まらないことには、なかなかこの組織機構の部分にまで踏み込めないということもありまして、委員長としては、先程副委員長とも相談をさせていただきましたけれど、こうした積み残した課題については、住民懇談会が8月のお盆過ぎぐらいから両市町で行われるということですので、それまでには一定程度の形を示すことができるように、そんな議論をしていきたいと考えております。

議会議員の定数だとか任期のあり方、これもできれば、次回9日のといいますか、まだ決定しておりませんが、次回のこの小委員会の中で粗々決めていただいて、そして住民にしっかり説明ができるような材料にしていきたいと考えておりますので、よろしくご議論いただきますように心からお願いを申し上げます。

この後は座って進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

3. 議 事

福光委員長：それでは、早速議事に入らせていただきます。

今日の第6回のこの小委員会の次第を皆様方にお配りしておりますけれども、新規協議として5つ出されておりますけれども、これは一定程度これまで、前回の議会議員の問題について、前回は軽く皆様方の意見をお聞きしたということで終わっておりますので、この議会議員の問題を、少しは見えるような話し合いができればと考えております。まず議会議員の定数及び任期の取扱いについてご意見を出していただきたいと思いますが、合併したときには選挙区を設けるということが決定をされております。

それで、その選挙区をいつまで使うのかということもひとつの大きな課題だと思っておりますので、まず選挙区をいつまで持つのか、1回目の選挙で終わるのか、2回目以降もその選挙区制度を使うのか、そのあたりのところのご意見をまずお聞かせをいただきたいと思いますが、ご発言ございませんか。

黒井委員どうぞ。

黒井委員：名寄の黒井です。

今、選挙区の話もあったわけですが、前回の流れからいくと、定数あるいは在任特例の問題については、これは微妙に、その小選挙区をいつまで継続するのかという話が絡んでくるのではないかなと思います。

前回、私も定数についてある数字を上げてお話をさせていただきました。これは、いわゆる類似人口の、既存の市ではありますけれども、それでどうだろうという話をさせていただいたのです。その中で一部、17年9月の合併に向けて事務的にどうなのだろうという話があって、そこら辺がちょっとあいまいな結論というか、できるのかできないのかわからなかったもので、まずそれを確認したいなと思うのです。

私の考え方としては、風連町・名寄市合併協議会については、任意協の期間を無しにしていきなり法定協に持ち込んでいますので、かなり議論の過程には時間がかかるので、そうい

った意味では9月はちょっと無理だろうというような思いがあるのですけれども、ここを1点を聞きたいのと、それによって、その後定数なり在任の関係をどうするのかというのはまた私の意見を申し上げたいと思うのですけれども、ここら辺を一回確認させていただきたいと思います。

福光委員長：今、黒井委員から、合併に伴う選挙をいつにするかという話でございますが、それで……。

黒井委員：合併の時期。

福光委員長：合併の時期はいつになるかと。前回のときに9月という話もちらりと出ました。しかし、私が先程、挨拶の中でお話し申し上げましたけれども、3月31日までという大前提がありますので、そういうふうな考え方で議題を進めていきたいと考えておりますが、改めて今幹事長の方からそのあたりのところの説明をしていただくということにしたいと思っております。

今幹事長：合併の時期の問題で前回いろいろなご意見いただきました。選択肢といたしましては、風連さんの議会の任期があるものですから、そこがひとつと、もうひとつは法定協議会で決めております3月31日までの間で行うと、こういうようなことでありまして、事務的に間に合うかどうかというのがひとつの考え方、もうひとつは、林委員から出されました、事務的に間に合うかどうかということではないと。きちっとやはり諸般の情勢を判断して何時というふうに決めるべきだと、こういうようなお話をいただきまして、そのとおりだなと思っております。

私どもとして事務局で今考えておりますのは、もし17年9月で事務的に間に合わなかった場合はどうするかということも検討しなければならないと考えているところであります。

今、黒井委員からお話がありましたとおり、任意協議会をくぐらずに法定協議会に移行しましたから、ある意味では全体の議論のペースというのは非常に時間がかかるだろうというふうに思っております。それよりも、議論のペースよりも、むしろ住民の皆さん方に対する説明の機会が十分にとれないのではないかと心配がございまして、私ども事務局は、先程申し上げましたように、間に合わないなら間に合わないような事務手続をしなければなりませんけれども、一番、私は委員として感じますので、やっぱり住民に対してどのような説明の機会をきちっと保障していくかということが非常に大事なところだろうと判断をしております。

8月と12月に一定程度、住民説明会を設定をしておりますけれども、しかしそれだけで十分かといいますと、短時間の中で、かなり配慮はしますけれども、時間が短いということは否めない事実だと思っております。

したがいまして、17年3月までに議決をいただきますけれども、その後の作業というのが非常に大切になってくると判断をしております、それに今どのくらい時間かかるのかと言われますと、それはもう時間があればある程私としては、住民の皆さんと議決後のいろいろな制度の説明だとか、ご意見いただくところについては十分に時間をとった方がいいのではないかと判断をしています。これは、事務局の判断というよりも、1委員として判断と思っております。

福光委員長：今幹事長から、幹事長の立場と、それから1委員としての立場での発言がありました。

9月合併という話は突然出たと私は受けとめております。風連の議員の選挙が9月にあるからという話もまたこれまで1回も出たことがないと私は理解をしております、今、今幹事長の方から発言があったように、住民には十分な説明をする期間をきっちりと保障する、そうしたことから、できるだけゆったりとした時間をとって合併に至るというようなことがやはり当委員会としても必要ではないのかと思いますけれども、とりあえず黒井委員については、今の説明でご理解をいただきましたでしょうか。

はいどうぞ、黒井委員。

黒井委員：黒井です。

であれば、合わせて、前回協議した在任特例の話なのですが、有識者からの意見では、市民感情的に、説明不足もあると思うのですが、在任特例については使用しない方がいいというようなご意見が主だったわけですが、私も、前回の話では、自らの立場としては非常に発言しづらいなという思いで言ったわけですが、9月という話は風連の改選に合わせてといいますか、そういう意識で言っていたのではないかなと思いますけれども、そういう意味では風連の方は1回選挙をくぐってくるわけで、7カ月程度の任期の中でまた新しい選挙をやるというよりも、やっぱりここはきちっと住民に理解をしていただけることをきちっとやって在任を行使した方がいいのではないかと。

特にそのことについては、名寄市においても、4年を超えて6年になるとか5年になるという話ではなくて、4年の任期満了になる19年までという、統一選挙に合わせてというような話が妥当でないかなと思います。

首長につきましては、2人というわけにいかないのですが、当然選挙があるわけで、その間の職務代理はいると思うのですが、両方一緒に選挙をやりと議会も空白というような形でいけば、そこら辺も考慮して1年程度の在任を使っていくと。

そういった中で、前回の定数問題も、ちょっと開きがあったわけですが、新市に向けてのいろんな協議では、必ずしも既存の市の定数を使わないで24ですか。満度というのはいろいろ合併に対する効果、メリット、人件費の削減、議会費の削減というようなことからいくと、ちょっと厳しいのかなという感じがしますので、そこら辺をもう少し考慮をし

ていった方がいいのではないかなという思いがありますので。選挙区は、それらが本当にそういう形でできるのであれば、1期4年間の選挙区でいいのではないかなという感じはしますので、そこら辺を皆さんのご意見伺いたいと思います。

福光委員長：今黒井委員から、ひとつには、合併の時期が9月以前では難しい、そういう状況の中で、風連町の議員の皆さん方が7カ月ぐらいでまた選挙をするというような状況ではどうなのかということで、1年程度の在任特例を使ってはどうか。

或いは定数についても、前回も若干数字については、風連町さん側と名寄市側とのずれがありましたけれども、26の上限を行使しないと、使わないという考え方が示されました。

そうした黒井委員から発言がありましたけれども、皆さん方、他にそうしたことについての発言ございませんか。

木賀委員どうぞ。

木賀委員：木賀です。

今、黒井さんのお話を伺いながら、ちょっとリアルな話を質問させていただきます。

前回のいろいろなお話の中で特例のお話は富永さんからも出ておりましたし、私も、軟着陸ということも考えると、ある程度理解を示している1人ですけれども、例えばでございますけれども、3月ということになった場合に、1年延びるわけですが、風連さん、いかほどにされるかは、来年の選挙で定数をどうされるか、ここの場を見てというお話もあるようですけれども、それはそれとしまして、1年延長になった場合に、前回示された、町民説明のことから考えると関係あると思うのですが、議員報酬がかなり違うという現実があります。このことはどうなるのかということを理解をした上で進めないといけないのではないかとということもあると。

どうなるのか、ちょっと私もわからないし、皆さん理解した上で話を進めているのかどうか。名寄市の報酬にみんな変わってしまうのか、いや、風連はそのままいくのか、これはやはり説明が必要な部分でないのかと。或いは、理解を求めるのにもそういうこともきちっとしていかないとまずいことではないかなと私は思っているのですけれども、そこら辺はどうなるのか、ご説明をお願いしたいと思います。

福光委員長：今、木賀委員から議員の報酬、両市町の議員報酬が違うわけだけれども、それがどうなるのかというお尋ねでございますけれども。

福光委員長：しかし、制度的にどうなのかという、或いは他の合併した地域ではどういうようなことになっているのかというのを事務局で資料として押さえていれば、説明をしていただきたいと思います。

中西事務局長：事務局の中西です。報酬額をどうしたかというのは、一覧表になったものは実はネット上に出ておりませんでしたので、各法定協議会のホームページに入りまして協議の内容を探がすこととなります。ですが、ここ最近の、在任特例を使用した場合につきましては、従前の報酬額を使用するという形が多いように聞いております。ただ、最初のころに合併した、新設合併とか、それから編入についてもそうですけれども、在任特例を使った場合については高い方に合わせた経緯が実はたくさんございまして、それが最近になってリコールをされたということも聞いております。

したがいまして合併時に従前の報酬額をそのまま使うことは可能でしょうし、高い方に合わせるということについても可能と考えております。

福光委員長：可能ということは、この小委員会で決定をするということによろしいのですね。木賀委員が疑問に思われることは、どこで決めるのよ、どうやるのよということですが、まず、高い方に合わせるのか、或いはそのままの報酬を使うのか、この小委員会で決定をしていただくということによろしいのではないかと思います。よろしゅうございませうか。

斉藤委員どうぞ。

斉藤委員：名寄の斉藤です。

実は、全道、全国の法定協の中でのひとつの大きな論点となっているのが、小さな町が大きな市と合併した場合に、その報酬の扱いをめぐって、今、事務局の方から説明があったようなのが事実報道されておまして、リコールなどもあったということでもあります。ただ、最近では、そういうのを教訓といいますか、経験にして、後段お話があったような形での、選挙までの間、従前どおりの報酬を個別にいくかと、こういうふうなことがあったりして、函館圏域ですとか、今話題になっております石狩などもそういうふうなことで聞いているわけです。

ただ、そこへいく前に、議会議員あるいは議会の果たす役割はどのようなかという点をもう一度しっかりお互いに認識を深める必要があるのではないかと、思うわけです。特に、国が地方分権ということから、それぞれ地方に権限移譲といいますか、まだまだ制限はあるのですけれども、そういううねりの中で、地方自治体、それにかかわる議会議員の役割というものは非常に大事ですし、また一面では、住民自治を強化あるいは拡大していくというときに、議会議員が住民の要望なども聞くと同時に、自分たちのまちづくりを、その中にあるそれぞれの政策課題に対してどういうふうにかかわっていく時に、日々、研究、研さんが必要ではないのかと。

そういう面では、市議会ではだんだん専門職化になりつつありまして、そういうところからある程度、保障するといいますか、それに近い報酬が必要ではないかというようなことで、名寄では報酬審議会でもそういう論議も合わせてしていただいているわけでもあります。

そういう点で、今回、先程、幹事長の方からお話しありましたように、任意協をくぐって
いないものですから、住民の皆さん方もその前の説明会ではなかなか現実性を帯びないとい
いますか、合併することによってどうなるのだと、いうのがなかなか見えなかったと。これ
が、この法定協での論議などを通じ、またそれが住民説明会の中でどんどん見えてくるとい
うことが予想されるわけです。

そういう面では、新しい議会というのは非常に大事な役割を持っていくのではないかと考
えるものですから、そういう面では、一定の議員の枠も必要ですし、そういう議員の働きは
また住民と一緒に進めていくと、こういうことが非常に求められているのではないかと。そ
ういう視点を踏まえた上でこの報酬のあり方なども論議が必要でないかと考えます。

福光委員長：今、齊藤委員から報酬のあり方について発言がございましたけれども、先
程黒井委員からの発言の中で、選挙区を1回にするのか云々という発言がありました。選挙
区制をいつまでとるのかということについて、風連の委員の皆さん方からはどのようなお考
えでおられるのか、発言を求めたいと思うのですけれども。

野本委員どうぞ。

野本委員：野本でございます。

まず、在任特例の話も今ございましたけれども、これはたまたま風連の場合明年度選挙と
いうことで、現実論として意識されると、言葉の中ではそういった配慮も当然一部に出るも
のと思うのですけれども、実際にこれから住民懇談会に入るわけですから、基本的には在
任特例に対する批判、在任特例そのものの中身も住民の皆さんはまだ十分ご理解してい
ない向きもあるのではないかと。でも大綱としては、首長も失職するのだから議員も失職する
のは当然だという、こういう一般論が相当の割合を占めているのではないかと感じております。

それから、定数の問題、前回もいろいろ名寄側の委員さんと私どもとの意見の差があるよ
うですけれども、確かにこれは26がいいのか、24がいいのか、いろいろな議論がある
と思うのですが、私の意見ですけれども、これは今後、名寄選挙区、風連選挙区で仮にトータ
ルの数字をどういうセットをして、そのセットされたトータルの数字を両選挙区でどう
いう基準に基づいて配分するかによっても大きく変わってくると思うのです。

だから、ただ人口割とかでぼんと、そうはなかなかいかないと思いますし、人口割だけ
では当然これは5分の1ということですが、新たにまちづくりをするという原点に戻
った場合、これが重要な住民基本条例の制定、その他、今議論になっている事務事業の一
元化の問題も含めて、初期の段階では別に法定の26の定数特例を使うということにつ
いても、これは当然先程の在任特例と同じような議論になりますから、差し当たって、
スタート時点では双方の自治体の、特に風連町については、合併特例区の道を選びます
ので、当然ソフト事業、ハード事業等の取り組み等も、十分地域協議会を主軸にした
住民の合意形成をつくる意味からも、やっぱり定数については26をとった中で、
どう双方で配分するかと。

これは数だけの議論ではないのは十分承知なのですが、ただ、そうなれば両選挙区でどういう割り振りを、あまりどちらかが主導権をとり過ぎるとこの話はまた、これも前回と同じような議論になりますので、そういうことが十分考えられると思います。

それから、議員報酬の関係も、私どもが申し上げるのは、学識の委員さんがたくさんいらっしゃいますので。議員報酬についても、これは逆に今の考え方としては、これからつくり上げられるであろうそれぞれの地域の協議会、審議会になりますか協議会になりますか、この人方は無報酬だと。議員だけが従来どおりのような報酬ということも、この辺もこれから、ある程度今おっしゃるように専門的に、組織づくりもしなければなりませんから。そうかといって、名寄の数字と風連の数字を単純に割ってどうかということにもなりませんし、この数字を見ましても約倍近く、180%ぐらいの差を事務事業の一元化と同じように一遍に融合、融和させるなんていうことはなかなか。

だから、この辺は、私ども風連町の方の合併特例区の中でも、そういう問題こそ地域協議会の意見を聞きながら段階的に融和していくのが現時点は良いと。私はそういうふうな意見を持ってございます。

福光委員長：今、風連町の野本委員からは、合併特例の、いわゆる在任特例を使うことについての、在任特例そのものの説明を住民にしっかりする必要があると。十分理解をいただいているのかどうかという不安の言葉もございましたけれども、それと同時に、報酬も段階的というお話しがありました。

選挙区でどういう議員の配分をするのか。もちろん定数が決まらなければ配分もなかなか決まりませんが、そのあたりのところを、実際にこの場で、ある意味、言葉悪く言えば生臭い話をこの場でお互いにできるのかどうか、そのあたりいかがでございましょうか。ご意見ございませんか。そのあたり、考え方をざっくばらんに聞かせていただいて、この場でやれるのではないかということになれば、それぞれの本当に腹を割った議論をしていかなければそういった数字的なものは出てこないと思うのですが、どうでしょうか。発言ございませんか。

定数あるいは在任特例、選挙の時期、あるいは議員の報酬、それから選挙区、これすべて絡み合っていることなので、なかなか、ひとつひとつではやっていこうかということにもまたならないのかなと思うのです、確かに。しかし、どこかでそうした発言が出てこないともた議論がかみ合わないということもございませぬ。

とりあえず、とりあえずと言ったら語弊がありますがけれども、選挙区を決め、選挙区の期間をいつまでやるのかと。或いは在任特例を使うのかということぐらいのところは少なくとも議論をかみ合わせたいと思うのですが、いかがでございませぬか。

岡本委員どうぞ。

岡本委員：未熟な質問になると思うのですが、ひとつのまちをつくる、そのため

に、今まで別々にやっていたところに特別選挙区を設定をするのだと、しなければならないのだという大きな理由は何なのでしょう。そこら辺をひとつ理解をしたいと思うのです。

端的に言うならば、そんなことを考えないで、もっとぱらっといきなさいよというような意見もないわけではないですから。だから、そういったものに対してある程度理解をさせてほしいものだなと考えます。

福光委員長：今、岡本委員から、選挙区を何で設けなければならないのだというお話でしたけれども、これは最初のいわゆる7項目の検討委員会の中で、選挙区制をとろうということは既に決定をしていることであることをご理解いただけると思うのです。

それで、何のために選挙区制をとるのかというのは、ふたつのまちがひとつになる場合、どのような状況になるかわかりません。或いは、この資料を見ていただければわかると思うのですけれども、名寄市は議員1人当たり971人、風連は287人ということになります。1人当たりですけれども、しかし、選挙の得票数やなんかを考えたときに、では一遍にぱらっとやったときにどういうことになるのかと。風連の方は不利にならないのかという心配があったのだと思うのです、これを決めるのには。

ですから、少なくともこれまでの議論の中では、1回あるいは2回は選挙区を設けてしっかり風連からの議員を担保する。そういう考えがあって選挙区にするということになったと私は思うのですけれども、違うというご意見があればお聞かせをいただきたいと思います。それでご理解をいただければと思うのですけれども。

岡本委員どうぞ。

岡本委員：それは国の長い歴史の中での指導があると思うのです。AとBの合併がある。Aが50、Bが20なんていう、そういった合併の中で、いきなり、さっきも私冗談半分に言ったように、ぱらっとやったときに、現実問題としては正しい選挙というものが行われるかどうかということに非常に疑念が。

ただ、正しいと言っているのかどうかわからないのだけれども、平等な条件で選挙ができないのではないのかというような意見があって、それらを救済するために若干のそういった措置を講じた。これがいろいろな、数重なってきて、今いろんな特例が出てきているのだと思うのです。

あくまでも本来選挙をやっていくのに特例を置くべきではないということが原則だと思うのですけれども、やはりそういった歴史の中では置かざるを得なかったというようなことだろうと思うのです。

今、風連と名寄で問題になっている特例についてもやっぱりそこら辺で、今だれかが、学者でもだれでもいいのですけれども、より良い説明をせよといったって、みんな理解できるような説明はできないのだろうと僕は思うのです。

福光委員長：岡本委員のご発言、理解はできますが、しかし激変緩和、そういったことも当然あったからこういったような選挙区をとるといった形になったと思うのです。今ここで選挙区そのものについて議論をするところではありませんので、選挙区はもう決まっておりますので、それはご理解をいただきたいと思っております。

定数、在任、選挙区、或いは議員の報酬、そのことについては、先程も申しましたように、セットで議論しなければならないとも思うのですけれども、この問題で皆さん方から具体的なご意見が出づらひのであれば、またいろいろな方法を考えなければならないと思うのです。一定程度皆さん方の腹の内を聞かせてもらいたいと思いますけれども、他に発言ございませんか、そのあたりのところは。

高見委員どうぞ。

高見委員：委員長、大変発言がそれぞれ出づらひ部分で、苦慮される部分があると思うのですけれども、先程、例えば黒井議員からそういう発言があったわけです。定数は26というわけにいかぬ、24でどうだとか、あるいは在任特例は使うべきでないかと。あるいは、もう一点何でしたか、選挙区は1期限でどうですかとか。ですから、そういう意見が出ていて、それに対するひとつの考え方というか、個人の意見ですけれども、出ているわけですから、それに対して一定の議論を加えていくというか、違う意見ももちろんあるでしょうし。そういう議論展開の方が私は議論が発展しやすいのかなと感じるのですけれども。せっかくそういう意見が出ていて、いい悪いの議論をもう少ししていただいて議論を発展させることの方がよりベターかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

福光委員長：今、高見委員からの発言ですけれども、一定程度、黒井委員からたたき台が出された。私は先程からそのことについても皆さんの意見を聞かせていただきたいとお願いをしているのですけれども、そこところがなかなか具体的にでてこないということで、苦慮していることは事実です。また、ここでそういった具体的な話が出なければ、ではどこか別なところでも議論をしてもらいますかという委員長としての提案もさせてもらっておりますので、そのあたりのところを皆様方の意見を改めて聞かせていただきたいと思えます。

黒井委員どうぞ。

黒井委員：最初にそういう具体的な話をしてしまったのですけれども、前回の委員会で私が22と言ったのは、単純に人口比、現状の市の定数からいくと22がいいのではないかと。単純な人口比からいきますと18の4で22という、頭の中でそういう気持ちがあって数字を上げたのですけれども、前回の他の委員さんからも、合併時はそういうことにはならないだろうと。26満度で人口比だけではだめだろうというような話があって、当然そのとおりだと思います。

1人当たりの格差、3倍ですか、以内というようなことでいけば、2倍ですか。24ということを念頭に置けば18と6ぐらいがひとつの、小選挙区、選挙区でいけばそのぐらいの定数割がいいのかなと。合併特例区のこと、5年間、在任1年使って選挙をやって4年、これで5年なのです、ちょうど。その1期間で小選挙区もいいたろうと。そういう中では、あとはひとつの市としての選挙としてやっていった方がこれは将来的にいいのではないかと。いつまでも小選挙区で旧風連だ、何々自治区だという形は余り好ましくないのかなという感じがあって具体的な話をさせていただいたので、これらについて皆さんの考え方を私も聞きたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

福光委員長：今、議員のいわゆる定数と選挙区割といいますか、議員配分、具体的に今、黒井委員から出されました。そのことについて風連の委員の皆さんからご発言ございませんか。

どうぞ、富永委員。

富永委員：先程から福光委員長が、選挙区の問題もいわゆる定数の問題もすべてリンクしているような、関連があるよというようなお話、全くそのとおりだと僕は前から申し上げているのです。ですから、今、黒井さんのおっしゃる、選挙区を設けるのはいいぞと。ただし1回だけよというのであれば、あえて24という頭にはめてしまうのが是か非かという議論になるわけですし、すべてリンクするわけです。ですから、1期4年でその選挙区を取り払うのだというのであれば、斉藤議員や、風連の野本さんがおっしゃるように、風連なりの意見を名寄と意見調整するのにちょっと時間がかかります。

ですから、一定期間議員数が多くてもやむを得ないだろうと。しかし、そこでは住民のコンセンサスを得るためには、選挙も経ないで、市会議員の肩書になって給料が倍になったよなんていうばかな選択をしなければいいわけですから、そういったことで僕はちゃんと住民に説明して理解さえしてもらえば、4年の任期を、選挙をやらなくて1年延びた2年延びたという、そういうレベルの話ではないわけですから、選挙をやって4年の任期を獲得した中で、その在任期間を合併特例法で真ん中で遮断されるのを、もともとの4年の任期を一部復活するよということで説明すれば私は理解してもらえらるだろう。

ただし、選挙区の問題とか、議員報酬の問題とか、選挙をいつやるとか、選挙区をずっと半永久的に設けていくのではないのですよと。1回でやめるのですよといういろんな条件をしっかりと議論して、住民が納得するような形を議会議員さんが中心になって発言したり、これをまとめてしまったりすると、比較的アレルギーがあって抵抗されますよということを、冒頭に僕はこの問題を申し上げているわけです。ですから、そのことに気がついて、正式な記録をちょっと一時休憩しているようなディスカッションをするのもひとつの方法でしょう。本音を聞き出すのであれば。

ですから、この問題は、選挙の時期、それから選挙区のあり方、定数のあり方、すべてリ

ンクするわけです。冒頭に間違ってしまったのは、最初に26でしたか、定員26ありきというような話を前の前の回ぐらいの委員会でもかなり煮詰めた議論をしてしまいました。こうやって枠をはめてしまうと、選挙区がどうの、風連はそうしたら1期だけ8人認めてほしいとか10人認めてほしいとか、こういう話になっていかないわけです、26と決めてしまうから。風連で10人とったら名寄に16しか残らぬわけですから。26と決めてしまえば。

ですから、これは非常に議論しづらいわけです。せっかく事務局たくさんいらっしゃるわけですから、この会議の資料のつくり方も、例えば例題を出すとか、もう少し工夫されて、具体的に、その辺のリンクされている部分、わかりやすい何かこう、×式でもいいですし、例としてこういうケースもあるよというような文章がここにあってもいいと思うのです。何か今日の目的だけぼんと書いてあるだけで、自由討論はしやすいのでしょうけれども、何となく部分的に議論していて、つながりがないわけです。

ですから、議員の問題、任期の問題、選挙をいつやるかとかいろんな問題、すべてこれはリンクしているのではないのでしょうか。ですから、部分的に定数どうしますかというテーマで議論せ、意見出せと言われると、他の部分が見えてこないから議論しづらいと。ですからなかなか発言しづらいなと感じています。

この僕の考え方が正しいのか間違っているのか、他の皆さんにも聞いてみてほしいのです。どうしてこういう進め方をするのか、疑問をずっと持っていました。先に定数を決めてしまったり。

そういう点がちょっとおかしいし、それから岡本さんの方から、何で選挙区なのだというような話もありましたけれども、これは風連のわがまま聞いてくださいよというようなことで、風連の方から条件を出したわけですから、風連の方から、このことについてはこうしてほしいというきちとした理念に基づいた発言を風連で用意しなければならないだろうと私は考えておりましたから、改めて7項目の協議の中に入っていることをもう一度確認していただきながら、風連のわがままを名寄にある程度は聞いていただくと。そして一定期間の中で溶け合っていくと。融合していくというような時間も必要です。そのためには一定の議員の数も私は必要だと思います。

ですから、特例も必要だと、場合によったら。そういうことを一般町民に、住民にきちっと説明さえできれば、私は特例すべて、何かお手盛りで、いわゆる選挙もやらないで任期が自動的に延びるかのような誤解を受ける、そういう特例は僕はとるべきでないと思いますし、何か土別と朝日はそんな議論をしているのですか。どちらかに合わせると選挙をやらないで何カ月間か延びるのです。そういうのは僕はだめだと思います。

でも、マスコミの報道の仕方が比較的そういうところだけ強調して、一般住民がそういう受けとめ方をしているのではないですか、特例という言葉は。ですから、そこら辺が違いますよということをきちっと説明できれば、先程木賀さんがおっしゃるように、風連の町会議員が18年3月から市議会議員になった途端に給料が倍になるよというばかなことを選択しなければ、僕は住民はある程度理解してくれるような気がしますよと。

だから、そういう議論をしないで、ただ誤解のもとに特例反対という声をここへ来てバンと我々が言ってしまうと、これは言うことは簡単なのですけれども、中身がしっかり議論されていないままの意見だとすればちょっと、私はこれは1人の、個人の意見かなと思ってこの間の風連の委員会では最後に私は発言しましたがけれども、私はどちらかという定数も一定期間ある程度30名近い議員でもやむを得ないだろうと。風連は選挙区を1回だけ設けていただくと。それは8がいいのか10がいいのかわかりませんが、一定程度わがままを聞いてくださいよという願いを名寄さんをお願いしたらどうかと。

そして、できれば、9月の選挙は風連町はやるわけですから、そういう前提で、18年の3月にもう一回選挙をやるのだということが決まれば、風連町は今の定数を幾らにして選挙を来年の9月にやるかという議論を風連はすればいいわけです。わかりますよね。

16のままでやって、18年3月にもう一回選挙をやるのだというのであれば、今度はそこで風連、選挙区何名いただいて、16でいったとすれば、8名という枠をもらったら2人に1人は風連は落ちるわけですから、いわゆる半分になるわけです、風連の議員は。

そういうことを選択しないで、18年3月に再度選挙をやるのだということを両方が納得したのであれば、来年の9月の風連町の議会議員の選挙は思い切って10人にするとか、思い切ったことをやればいいわけです、風連も。私は考えています。

ですから、すべてリンクしてしまうわけです、この問題は。そういうふうはこの委員会は議論を進めたらいかがでしょう。そのことの是非について皆さんの意見を聞いてほしいと思うのです。

福光委員長：木賀委員。

木賀委員：木賀です。

今、富永さんから意見もありましたが、実は先日、2日ぐらい前に商工会議所定例委員会がありました。それで若干、余り議員の意識も高くないものですから、合併について。現状の報告を兼ねて私は10分ほどちょっとお話をしました。それで、富永さんの今言われた特例の話についてはどうも誤解があるということについては説明をしまいいりました。風連さんは来年選挙があるのですよと。そこで4年の権利を得るのですと。しかしながら、半年というのはいかなものかということなのですと。それはお手盛りでも何でもないと私は考えますというふうに議員に説明をしたのです。

議員の皆さんにも理解をしてほしいものですから、私の方から、まちの名称については名寄ということで実はお願いをしているのだと。ギスギスこっちの言い分ばかりでは合併の協議というのはなかなかうまくいかないのですよと。だから風連さんのまちのことも考えなければならぬのだと。そういうことになると、風連の議員さんは選挙した後また選挙というのはまことに気の毒なことではないのかと。そういう理解も名寄としてはしていけないと合併というのはうまくいかないと思えますよと、議員の皆さんに説明をしまいいりました。

齊藤議員は市会議員の専門職等についてお話をされましたけれども、私は実は議員定数については非常に、申しわけないけれども、厳しい感覚を持っておりまして、私は22名でもいいという考え方を実は持っているのですが、だからといって22が最初からいいという考え方を持ってはいません。そこはお話し合いで、ある程度の妥協をしながら、落としどころがあるのだらうと思っております。

選挙区制については私は、1回はここ市長と町長との基本的な考え方の中の、5項目めに、選挙区は旧自治体の選挙区であるというお互いのトップ同士の話し合いがあるわけですから、それにのっとって我々も進めているわけですから、1回はやはり選挙区制をとるべきだろうと思っております。その後についてはやはりフリーでいくべきだろうというふうに思っております。

以上です。

福光委員長：ありがとうございます。

今、富永委員それから木賀委員からそれぞれ発言があって、富永委員、皆さん方のご意見を聞いてほしいというお話をされながら、しかし自らの考え方、在任特例の問題、あるいは選挙区の問題、議員報酬の問題についてもお話しいただいておりますけれども、定数、在任特例、選挙区、それから議員の報酬、この4つが大体リンクするという考え方で、セットでそれぞれのご意見をいただきたいと思っております。

特に、先程富永委員からの話の中で、風連としてはこういったような考え方でおられるのかというのがやはり今回、その上で名寄としてどう考えるのかと。そうした中でお互いに煮詰めていくというような形がやはり必要なのではないのかなと私も考えております。できればそういったような観点で発言をしていただきたいと思っております。

岡本委員どうぞ。

岡本委員：富永委員のおっしゃることはよく理解できます。そういったことで市民に対して話を持っていけばですね、なぜ特例区ができるのだとかと、そういったことに対しての我々が市民に対する説得ができていないのです。ですから、何で名前は風連だ、名寄はだめだという、そういったことが未だに出ています。いやそうではないのだと言っても、お互いに痛みを持ちながらお互いによくなっていこうというような話をしているのだということがなかなか市民には説得をできない。僕らの段階ではなかなかまだできないのですが、そういったことで、先程の富永さんのお話は十分理解はできます。そういった段階でもって話が進んでいけばいいなと考えます。

福光委員長：具体的に選挙区は1期のみという考え方がこれまでの発言の中から受けとめられるのではないかと思いますし、前回、在任特例を使うべきではないという意見が多くありましたけれども、改めて在任特例についても、これまでの発言の中では、在任特例を行

使するということについては、それは一定程度認められるのではないかという発言がありましたけれども、いやそうではないというご意見もあろうかと思えますけれども。

中館委員どうぞ。

中館委員：在任特例の問題は、各委員はある程度の理解を深めながら論議をしているのです。ところが、町民は全然わかっていないのです、今の段階では。要するに行政が住民に対してそういう具体的な説明をなされていないという中で、今の段階で方向づけをするというのはまことに難しい。僕は反対論者なのです。もう少し町民がわかってから、こういう大事な問題ですから、将来に向かっての大事な問題ですから、十分町民が理解をしてから結論を出していただきたいと考えます。

それと、前日も発言したのですけれども、定数の問題は、いろいろあろうかと思うのです、綱引きが。ですから、私は定数の問題はあえて言わなかったのです。そんなことで、定数の問題はもう少し論議をしてからでも遅くないと、こんなふうに考えます。

選挙区の問題は、先程も発言あったように、両首長が合意をして出発をしているのです。それがなければこの法定はないのです。要するに首長の合意のもとで、判こを押して出発したものですから、特例区云々という論議は今の段階でするのはおかしい、そんなふうに考えます。

そんなことで、任期が1年しかないということは、風連の人たちのいろんな意見を聞きますと、いいのではないかと。好きで選挙に出るのだからあなたもう一回改めて選挙やりなさいというのが普通なのです。基本にあるのです。そこがものすごい大事なところなのです。立ってくれと言っていませんよと。好きで出るのだからもう一回やりなさいよと。それが大体一般町民の声だとは思いますが。

以上です。

福光委員長：中館委員は一貫してこれまでも急ぐなというご意見で来ておられますけれども、しかし、冒頭ご挨拶をさせていただいた中で、8月の住民説明会には一定程度形をつくればと。形をつくって住民説明に臨んでほしいというような委員長としての考え方もございます。

確かに急ぐなと言われれば、じっくり議論してもいいではないかというご発言ですけれども、いつまで議論すればいいのかというのが委員長としてもなかなか辛いところでございまして、できれば住民説明会までには一定程度の形をつくって、そしてこういう小委員会あるいは合併協議会の中で、こういった形になったと、いいかというような住民説明をしていただければと思うのです。いずれにしても、それぞれのお考えもありますけれども、先程、富永委員の発言の中で、議会の議員の問題について、議会議員が議論してもらうのはちょっとという話がありました。実際議員にとっては、自分たちの身分にかかわる問題ですから、決して他人事ではないと思うのです。それだけに真剣な議論が出るのだらうと思うのですけれ

ども。

斉藤委員どうぞ。

斉藤委員：確かに今、中舘さんの方から、具体的に町民のそういう生の声と申しますか、出されたわけですが、それで私もあえて先程の質問で、議会議員の役割、議会の役割はどうあるのだろうというのを率直に私どもの経験からお話ししたところなのですけれども、やっぱりこの代議員制の中ではどこかで決めて、そして皆さんに合意をとってもらおうということがどうしても必要でないかと思うのです。

それで、私も前段は、議会議員のそういう役割から見て、風連さんが来年の9月選挙をやると。そしてすぐ次の年にお互いの選挙というのではなくて、もっとその人たち含めた論議をしていく上での名寄の統一地方選に合致す。19年まで1年間の特例を認めて、そして大いに住民の声を取り上げる、またそういうのを選挙で闘っていくということからも特例はやはり私は必要だと考えて、訴えたところです。そういう視点で訴える必要があるのではなからうかと。

それと任期の問題については、それぞれ1期間ということですから、お話しありましたように、5年間の地域での特例が認められる年限がちょうど統一地方選挙後の4年と合わせますとなりますので、その1期間でいいのではなからうかと、こういうふうに思います。

それで、定数の問題については、確かに私も一等最初から、富永さんが言われるように、なぜそこが先に来たのかと。確かにいろいろそういうところがあるのですけれども、ここまで論議が来ているものですから、あえてそこに戻りはしませんけれども、ただ、名寄の方からは、黒井さんの方から24でどうだと、具体的な数も出されたものですから、私はいや26ですと、というふうには言いませんけれども、率直にそういう点では風連側さんの方からもっと忌憚のない意見を出していただきたいと。

私は、これは委員長が言われるように、議員だからどうだというよりも、逆に議員をやってきていて、いろんなことを議員の立場から、住民から見ると独りよがりの面があるかもしれませぬけれども、知っている面があるわけですから、積極的に発言は必要でないのかと思うところです。

報酬の問題なども、全道などの動きも示して住民の理解の道筋なども提起しましたところ、富永さんの方から、そういうふうにやればぐっと町民の理解は得られるのではないかと具体的な提案も出されているものから、今回は風連町議会議員の委員の方から積極的な意見を出されて、かみ合った論議が必要でなからうかと思うところですが。

福光委員長：という斉藤委員の発言でございますけれども、風連の議員の皆さん方のご意見もお聞かせをいただきたい、発言をしていただきたいと。その上でお互いにかみ合わせるといふ形にしていかなければならないのではないのかと。中舘委員の発言では、急ぐべきではないといいますが、しかし、一定程度の形、たたき台を出さないといつまでもまとまら

ないというような形になりますので、それぞれの意見を出していただいて、考えを示していただいて、その上で合意に持っていくような形をとっていかなければならないのではないかと思いますので、どうぞご発言をいただけませんか。

佐藤委員どうぞ。

佐藤委員：それでは、斉藤さんに励まされて発言をさせていただきます。

私も実は随分不勉強で、混乱をしたりして、この特例についていろいろ考えていたのですが、今、前々回26という発言があったという張本人が私なのですが、斉藤さんもその一翼を担われているわけですけれども、26というふうに言ったということは、在任特例を使わないということの裏返しでもあります。在任特例を使うということは、現名寄市、それから風連町、風連町は来年選挙をすれば改選があるわけですが、その数のまま新市に突入をしていくということですから、19年の例えば、名寄市の統一選に合わすのであれば、今22と16、合計38名が19年4月までいくわけですから、定数云々の議論は発生しないのです。ですから、定数を語るということは在任を使わないということの裏返しであるというふうにやっとなら、遅まきながら整理がついたというのがまず私のレベルです。

それから、定数あるいは特例については以上のように、これは以前にも申し上げたかと思うのですが、決して私個人というか、一委員の発言ということよりも、風連の議会内の決をとっているわけではありませんから最終的な数字はわかりませんが、決して少なくない特別委員会の中での意見だというふうに私は理解しております。

それから、報酬については、これもどういうふうになっていくか、選挙を行うのか、或いは在任を使ってそのままいくのかによって変わってくるわけですが、選挙を行わないのであれば当然、従来ここでも出ているような形で、報酬については格差が出てきて当然だと。そうでなければ住民理解は得られないと思いますし、それから選挙区については、1期だけで、2期目からは融和を図ると、そういう考え方であります。

以上です。

福光委員長：今、佐藤委員から考え方を示されたわけですがけれども、その中で委員長としてちょっと気になる、これは風連の議会の問題ですから何とも、発言していいのかどうかちょっとわかりませんが、しかし、確か私どもが聞いているところでは、風連の議員定数を議論をするという話は聞いておりましたし、当然来年の9月に選挙があるときには定数の見直しをして選挙に入るのかと思っておりましたけれども、今のお話ですとそうでもないようなので。

佐藤委員：それは要するに来年改選にしてもそのままの数字、特例を使わない場合ですね。

福光委員長：特例を使った場合は。

佐藤委員：それを使う場合はそのままの定数。

福光委員長：今の定数まま、そのままいくということですか。

佐藤委員：いやいや、今の定数というよりも風連で決めた定数。

福光委員長：なるほど。そうですか。それは特別委員会で定数を決めてね。なるほど。16でいくというわけではないということですね。わかりました。

佐藤委員：16になるかもしれないし。

福光委員長：はい。そのところをはっきりさせていただければ結構です。

佐藤委員：例えばと言っているわけですから。

福光委員長：いずれにしても、そうした発言が今風連の議員の中から出ておりましたけれども、野本委員、よろしいですか、先程の。

野本委員：はい。

福光委員長：はい、西村委員どうぞ。

西村委員：私は本当の一町民として今話を聞いているのですが、8月に住民説明会が行われるという話なのですけれども、今の現状でいったら、町民がまさに聞きたいことはこの辺だと思うのです。これはどういう説明をどなたが行って説明するのか。この状況でいったのでは恐らく町民の理解の得られるような説明はできないのではないかと、大変危惧するのです。こういうことを先に決めてから住民説明会をやるのか、生煮えで住民説明会をやるのか、その辺のことを非常に私は心配しておりますが、これは私の単なる杞憂に終われば大変よろしいかと思うのですが、どんなものなのでしょうね、この辺は。

福光委員長：先程も委員長としての考え方お話をさせていただきましたけれども、住民説明会に臨むに当たって、いわゆる合併協議会の事務局の方々が説明に行くのに、決まっていなことを説明もなかなかしづらいたらと思うのです。合併協議会でどういった協議をしているのだと。協議だけかと。決定はしていないのかと言われたときに、どう説明すれば

いいのだろうということになると思うのです。

しかし、私たちこの小委員会としては、一定程度の議員の定数や、或いは任期の問題についてもしっかりと合意をなしてから住民説明会に事務局に臨んでもらいたいと考えているのですけれども、西村委員、それでよろしいですか。

西村委員：よろしいです。

福光委員長：それで、次回の委員会までにいろいろと話し合いを持てる時間があれば持ちながら、この次の第7回目のときには議員の定数、それからできれば新庁舎の位置、それから機構、そうしたことも一定程度決めて住民説明会に臨んでもらいたいという考え方を、先程、正副委員長で話し合った結果になっておりますので、そんなような進め方をこれからもしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

はいどうぞ、富永委員。

富永委員：今、風連町の佐藤議員の話のように、在任特例を使うのだという前提であれば、来年の9月の選挙において定数をどうするという問題をこれから真剣に風連町議会は住民を巻き込んで結論を出していかなければならぬということになります。

もうひとつ、中館さんがおっしゃるように、やっぱりどうしても在任特例を使うというのは無理があると。なかなか町民、市民に了解をもらえないという前提で、18年3月にそれではもう一回風連町も改めて、名寄の市議会も選挙をやるのではないかというふうに、もしこの委員会が結論を出したときに、今度名寄市さんの方にボールが投げられて、名寄の市会議員さんは在任できる1年間を今度、せっかく何年か前に、得た任期がちょん切られるわけです。

ですから、そういった点、必ずお互いに今度ボールが行ったり来たりして、今度名寄側で、冗談でないと。やっぱり在任特例を使って、統一選挙のときまで我々には権利があるはずだから、それまで風連町さん、在任特例でいこうやと、逆に名寄の議会の方でそういう意見が出てくる可能性も僕はあるだろう。それが土別と朝日とのいろんな議論の中身と似通ってくるだろうというふうに考えているのです。

ですから、私としては、どうも在任特例を使うというのは私1人の意見のようですから、これは無理であれば、それは議員の立場で言うから一般町民から見ると抵抗があるので、それをだから我々の方から言わせた方がいいと再三申し上げているのです。当の本人が言ったのではだめなのです、こういう問題は、気持ちはわかります。これは正論だと思います、斉藤議員がおっしゃっていることは、でもなかなかそれは一般町民や市民から見るとそういうふうに受けとめてくれないから困るわけです。ですから僕はあえて余計なことを何回も申し上げているのですけれども、そういう懸念があるわけです。

ですから、そういったことを意識してやらなければならぬ。特例を使わないのであれば1

8年3月で選挙をやったらいいと思うのです。やるのであれば、やるということで、名寄の議会の方も早急にそのコンセンサスを得る議論をしたらいいし、風連は風連で、それでは来年の9月に選挙、定数をどうすると。わずか半年足らずの任期のためにみんなどれだけの選挙をやるのだというような議論が今度風連もなされるでしょうから、やっぱり期日なんかはもう明らかに、先程、今幹事長からちょっと来年の9月は無理だなというようなニュアンスの発言もありましたから、僕は、当初の協定書の中で18年3月までにやりましょうと書いてありますから、この基本に戻ってこのことを確認したら、選挙もそれでは18年にやりましょうということに結論を出せば、それぞれのまちに持ち帰ってきちっとした議論がなされるであろうと私は考えますけれども、その辺どうでしょう。

せめてこの辺を今日、明日と言ったら大変ですけれども、この次ぐらいまでには確定していかないと、仮に来年の9月に風連町の議会議員の任期に合わせて名寄市さん選挙やりましょうということになりましたら、これは失礼な話ですけれども、1年足らずの前に選挙した任期を、あなたの任期あと2年ちょっとあるけれども、それを切ってしまうよと。来年の9月選挙やりましょうということを言うわけです。そうなってくると名寄の議会議員の中で冗談でないぞと。何で風連町の議員の任期に合わせて我々がまだ2年以上残っている任期を切られて選挙をやらなければならぬのだという議論になります。それは今度定数の引き上げとかいるんな問題リンクしてくるわけです。

ですから、泥仕合になっても困りますから、無難なところは、私がじょっぱりで特例を使えと言っているわけではないのです。そういう意見も少数意見として聞いていただいているわけですから、概ね18年3月という意見、一般の人たちはそういうふう考えているようですから、それならそれで決められたらどうでしょう。そうすると両方の議会ですら合わせてどう対応するかというのがおのずから出てくるだろうと考えられます。

福光委員長：今、富永委員からかなり大きな発言がありまして、合併をする期日は、これまでの合併協議会の中での確認では18年3月31日までにとということにしておりますけれども、議会の問題にかなり絡んでくる問題、或いは農業委員の任期の問題にもかかわってきます。さまざまな問題、それから事務の進め、合併を決議した後の事務の進め方にもかかわってきますので、ここでまず合併の期日をしっかりと決めるという富永委員からの提案がありましたけれども、皆さんの考え方はどうですか。決めた方がいいと。

富永委員：選挙もやる。合併と選挙もやるということで。18年の4月に。

福光委員長：18年4月に選挙もやるという提案ですか。

木賀委員：富永さん、あまり簡単に引かない方がいいと思うのですけれども。せっかく1年の特例という意味合いは、富永さんの言っている意味を私は理解もしているし、風連さ

んのことも考えれば、合併して議員さんが、10名か12名かわかりませんが、定数を減とした中でも、風連を代表して議会で1年間一緒になるための努力をしていく人数は風連にとっては、名寄から言うのは語弊がありましようけれども、やはり力になるのだと。市民のためになるのだという私は気持ちで1年間特例使ったらどうですかということ、私はそういう気持ちで思っている、何でもかんでもちょきんとやってしまうのは、簡単かもしれませんが、住民のご意見は確かに経費がかからないようにスリムに、合理的にやれというのが市民・町民の、短絡的と言ったら怒られてしまいますけれども、そういう発想になってしまいますから、何もそれに私は流される必要はなく、それなりの理由があって使っているということであれば私は問題ないと。説得をすべきだと私は思っているのですけれども、どうですか。

福光委員長：今、木賀委員から、特例は使ってもいいという発言がありましたし、富永委員もこれまでずっと一貫して特例を使うべきではないのかという発言がありました。今、4月に選挙をやるかというような話しがありましたけれども、しかし、少数意見というふうに富永さん自分でおっしゃっていましたが、そうでなくて、木賀委員も特例を使うべきだという発言がありました。

しかし、この間の発言の中では、名寄の有識者委員の中からは、特例を使うべきではないという発言の方が多かったと思うのですけれども、そのあたり、これまで議論をして話し合いをしている中で、いわゆる在任特例について改めた考え方になったとすれば、考え方があればご発言をいただきたいと思っておりますけれども。

岡本委員。

岡本委員：在任特例を適用するのはまずいよということ saying していたのは、基本的な立場で言っている、何でもかんでも基本的にだめだ、だめだということで私たちは反対をしていたわけではありません。要は、この制度が変革していく過程にあって、どうしてもそれを使った方がうまくスムーズに流れていくということが本来のものなのでしょうから、そうであるならばそれはそれなりに仕方ないと考えています。

それからもうひとつ、大分前の会議で中館さんが、名前を名寄にしよう、譲ろうと。そのかわり庁舎で、それを持ってこいと、こういうようなご意見があったのですけれども、端的にそれを聞いて、それを名寄に帰って話しすると大変な話になるのです。だから、そういったことも、今やめたとかやめないでなくて、まだ話す段階ではないのでしょうか。

福光委員長：今、岡本委員から、在任特例を使うことは基本的にいかがかと思うが、しかし、そのことによってスムーズにいくのであれば使うこともやぶさかではないというようなご意見が出されましたけれども、ちょっと休憩をとるということで、何か話が佳境に入ってきたような感じはするのですけれども、休憩をとりながらまたそのあたりのところをお話

し合いをしていただきたいと。

半まで休憩をさせていただきたいと思います。

(休 憩)

福光委員長：時間になりましたので再開させていただきたいと思います。

これまで皆さん方からの発言があって、定数については24という発言、あるいは26という発言がありました。在任特例については、平成18年3月に合併をしたとすれば、合併をするという想定で在任特例を1年間使うということについてもいいのではないかというご意見もございました。

或いは選挙区については、選挙区を設けるのは1回の選挙だけというようなご発言、それについては2回も3回も持つべきだという発言はございませんでした。

議員の報酬については、若干質疑があったり、或いは発言があって、現行の報酬を使うという意見、もし在任特例を使うとすればという話ですけれども、そんな発言がございましたけれども、まだ発言をされておられない方でこれらの発言に対してご意見があれば、また、これまでも在任特例については使うべきではないのではないかというふうに、岡本委員の発言から言えば、基本的な考え方としてという発言がございましたけれども、そうしたことの考え方があれば発言をいただきたいと思いますけれども。

中野委員どうぞ。

中野委員：中野ですけれども、この部分については、私個人的な意見は前回も申し述べているのですけれども、18年3月とした場合に、今までの委員さん方、特に名寄市の方からのお話の中では、うちが改選して7カ月だからというようなことで、風連さんは大変気の毒だというようなご意見なわけなのですけれども、これは、中館さんが言われたように、勝手に出ているのだから、勝手にやればという議論も言う人は言いますから、富永さんが言われるように、議員からなかなか言いづらいという部分もあるのですけれども、住民理解を得るときに、これは風連がかわいそうだからの在任特例だよという理由は全然説明にはならないです。

ですから、もし使うのであれば、そこをなぜ使うのかという部分を、本来は原則で私はいくべきだと思いますし、たとえ2カ月であろうと3カ月であろうと原則でいって、そしてそこで風連の主張としては、私の主張としては26を定数に最初は置いて、少しでも、ある人に言わせれば、それは選挙区とるのだから違ってたって1人が2人だろうという、確かにそうかもしれないです、最後は。人口割ですとかいろんなものを使いながら選挙区割をしますから、そのときには2万5,000と5,000だから、例えば26と24の差を見たって1人が2人しか変わらないでしょうと、風連の議員は。そういうような議論も出てくるかと思いますが、やはり風連としては緩やかなというか、少しでも意見を反映するために、原則でいながら、私の意見は、原則18年3月であれば18年3月で、そして定数は26で

というようなことが一番住民理解も得れるのではないかと考えているところです。

福光委員長：中野委員からそういう発言がございました。
副委員長、発言ございますか。

木戸口副委員長：私も前回定数については26、最大にとっていただけたらというお話もしました。また、在任についても、当初は必要ないのではという考えも持っておりました。しかしながら、名寄の皆さんの意見、また風連の特別委員会の中にも、そういった在任の中で、合併当初、やはり住民の声を伝えるべきでないかという意見もあるところですので、これはなかなか私も、本来的には、今、議長の言ったように、解散、選挙というのが本来かと思えますけれども、しかしながら、ここは、いろんな住民合意がなされるのであればそういったものも考えるべきではないかなという考えもしているところでございます。

また、定数のことで、名寄から先程、24になったら、22になったら18の4、6というお話も出ておりました。名寄は、合併しなくても削減18というお話をされておりました。そうした中で、先程から出たのも18と。今回合併することによって、風連が加わる中で当初の18が、聞こえるのが、こういった小さなまちが一緒になるという重みと、やはり譲歩していただけるものは譲歩していただきたいといった中では、18という声が聞こえたのですけれども、私的には、名寄としても、風連が入ることによって、当初の自分たちの削減から見た数字よりか低い数字で言っていたら良かったなど。これは私の個人意見ですから。

だけれども、風連もやはりそれなりの痛みはもちろんだなければならぬかなとは思っておりますけれども、先程から、始まる前に、委員長と私と、是非とも8月の住民説明会にはある程度の、今まで継続協議になっているものを何とか皆さん方に納得のできるような形で示せるものは示していきたいという考え方を持っていますので、是非とも今日いろんな論議をして、また持ち帰って、またそういったものをたたき台にして9日の日に出して、また論議して、決まれるものだったら決めて住民説明会に臨みたいと考えております。

福光委員長：はい、野本委員どうぞ。

野本委員：野本ですけれども、関連なのですが、この協議会、これから具体的に入れば入るほど当初想定していた以上のメリット、デメリットの問題もたくさん出てこようと思いますし、それは、メリットの部分もデメリットの部分もこれは旧両自治体が共有していくのだという概念が根底になれば。ですから、今、中野さんがおっしゃるように、7カ月も1年7カ月も出る人にとってはそんな差でないのです。これが任期の4年間のうちの8割くれやとか7割以上とかというのならまた、これは手前みそで恐縮ですけれども。ですから、こういった選挙に係わるリスクの部分は名寄さんも風連側もお互いに痛みを分かち合うという概念を持たないと。

どこかに焦点を当てるとプラスの要素とマイナスの要素が必ず出るわけですが、基本的にはリスクを、これは住民側からすればそんなものリスクでないと言うかもしれない。それはあなた方勝手に出るのだから、あなた方が話し合っただけでやればよいということになると思うので。こういったシビアなリスクの部分はお互いが背負うべきだと。そういう面から言えば、私は中館さんがおっしゃるような原則論に立って、果敢に住民の代表機関としての責務を全うするのが一番妥当だと思います。

福光委員長：高見委員どうぞ。

高見委員：私も、議員というよりも一委員として発言させていただきたいと思います。今お話しありましたように、ひとつには、合併していくとき、緩やかに合併の効果を出して一体感を出していこうと。緩やかに出していこうということが私は、例えば選挙区選挙制度をとるにしても、やっぱりあると思うのです。人口の規模が違うときに、それを単に1票の格差ということではなくて、お互いにそこを配慮というか、お互いに譲り合っていかなければ、これは合併して即一体感を持ってさあスタートというわけにはなかなかいかないだろうという前提が、例えば選挙区制度の問題なり、或いは在任特例の問題というのが私はあると思うのです。

ですから、先程お話しありましたように、風連の選挙が来年の9月にあるから、わずかの期間だから例えばそれは在任特例を使うべきでないかというような話ではまさに困りますよという話は、全くそのとおりだと思うのです。

私は率直に申し上げさせていただくと、在任特例を使うというのは、例えば平成18年3月までに合併が調印をされて新しい法人格として新しい自治体ができるわけですから、首長の改選があるのは当然でありますけれども、ただ、それから言えば、名寄側の意見として言わせていただいた部分というのは、いわばそれから1年間の在任特例を使わせてもらうことがどうなのだということでもありますから、そういう面では、私は緩やかに例えば一体感を出していくときの在任特例の是非というものを、しかも風連は選挙を受けてですから。和寒、剣淵の場合については、剣淵の選挙期日が違うから、先に合併をして剣淵の部分を4年数カ月、5年になるのか。和寒の有効期限に合わせましょうということ、或いは富永さんからお話しありましたように、土別、朝日の部分についても、朝日の選挙をしないで、そして合併をして在任特例として4年以上の任期を持ちましょうと。そしていつに選挙をするかというやつはちょっとまだ協議があるようではありますが、そういう議論ですから、私は、風連の場合は、9月まで合併ということでなければ、選挙をくぐっていくわけでもありますから。

名寄はそれで傷がつくとかつかないとかという面では確かにあると思うのです。あると思うのですが、今申し上げましたように、選挙区制度を設けたり、或いは選挙区の定数をお互いに配慮し合う、これからの議論も出るでしょうけれども、そういうときは、やっぱり一体感を持つまでの緩やかないわば着地点をどう見出すかという、そういう視点に立って

今後議論をしていかなければこの種の話はまとまらないと思うのです。

ですから、私はそういう視点をしっかり持って、住民の側にもしっかり説明して、批判を浴びる部分については浴びるべきだと思うのです。浴びなければ、意見がなければおかしいですから、意見は意見としてしっかり受けとめて議論をしていくべきだろうと思いますので、この小委員会で住民の意見を聞かないで方向を出すというのではなくて、小委員会で議論して合併協議会の全体で、これは協定項目、決めなければならぬわけですから、決めるのに住民の声を聞いていろいろやらなければ、説明会が終わってからでなければ結論を出せないといったら、私たちの委員としての役割というのをどうとらえるかという問題にもある面なると思いますので、住民の皆さんに、小委員会なり、或いは法定協の結論がいい意味で住民の批判なり激励を受ける部分については率直に受けとめるという覚悟を含めて、私は思い切った議論をしていかなければならないのではないかと。

そういう意味では、在任特例についても、他の合併協議会の在任特例とは、富永さんが以前から言われるとおりに、違う部分があるということをしっかり説明していけば住民的な理解はいただけるのではないかと。

選挙区制度は、1期4年間ということであれば、在任特例期間中についてはそれぞれの自治体の報酬を使うと。そして、新たな選挙をやるときには、これは新市になったときには報酬審議会というひとつの機関があるわけですから、その中で報酬はどうあるべきだということをしっかり議論をしていただいて、そしてその報酬額を使っていくということで、報酬額までこの小委員会あるいは合併協で決めるわけにいかないわけですから、当然そういう在任特例期間中については旧自治体の報酬を使うのなら使うということをしっかり決め合っていけば、住民的な理解というのは私はより鮮明にいただける形が出るのではないかと思いますので。

福光委員長：それぞれご意見が出されて、若干の意見の食い違いというか、出ておりますけれども、定数については今のところ24あるいは26という数字が具体的に出ております。在任特例も、1年の在任特例を使うべきだ、市民の、住民の若干の批判があったとしても、それはしっかりと説明をして、受けるべきでないかという発言もありました。また、18年3月に合併すれば、合併と同時に選挙を首長と一緒にするべきだという意見もございました。

選挙区は1期のみという意見では共通しているのだらうと思います。

議員の報酬についても、幾つか出ましたけれども、安い方を高い方に合わせるべきだという意見はなかったように思います。

いずれにしても、そうしたご意見をさらに次回までにそれぞれの委員がしっかりと固めていただいて、できるだけ合意に持っていきたいと思っております。

ただ、委員長としてここで事務局に説明をもらいたいと思っているのですが、単独選挙、いわゆる合併したときに選挙をやったときの費用と、それから統一地方選挙でやったときの

費用と、風連あるいは名寄の自治体が独自予算といいますか、自らの予算で選挙をしなければならぬのかどうか、そのあたりもちょっと、もし説明あればしていただきたいと思いますが。

今幹事長：幹事長の今です。

今のお話がありました点については、どちらでやってもすべて単費でございます。したがって、地方統一選挙でやったから交付されるという問題ではございませんので、そういう理解をしていただいて結構です。

それから、これはまだ幹事長としてのお話でありますけれども、今朝の新聞に、石狩の協議会が審議を終了したと、こういうふうに出ておりました。あそこは3町、石狩ほか2町ありました。審議を終了したと。さあこれから合併するかどうかの判断ですと、こういうふうに3つの首長がおっしゃっていた。したがって、先程来、話があるように、ここの結論というのは全体、大局的な判断でピシピシと話を進めて決めていただきたいと思いますと思っています。

それで、最後は、やはり法定協議会で確認をして、それから、終了してから議決に至るまでの間が、本当に住民の皆さんがこの対応で判断できるかどうかということがカギでありますので、できればこの委員会で判断したことが住民の皆さんにずっと受け入れられるのが一番いいわけでありまして、この委員会をお願いしたいのは、住民の声を聞きながらも、しかしこの委員会での判断をきちっと、淡々と進めていただきたいと思いますと思っていますので、余分なこともかもしれませんけれども、お願いしたいと思っています。

次に、一委員としてお話をさせていただきますと、先程来、話がありますとおり、選挙の時期などをめぐって、やや私は18年3月の合併ということを前提に議論をされているのだと思っています、そのことは現実的でないかなと思っています。

そこで、中野委員さんからもお話がありましたけれども、風連の選挙が17年9月にあって7カ月云々でありますけれども、これは現実の問題でありますから、私は大きな理由にならなくても、非常に有権者にとっても立候補者にとっても戸惑うことだろうということだけは事実ではないかと思っています、大きな理由ではないかもしれませんが、しかしそれもひとつの理由にはなるのではないかと。合わせて、名寄市の議会でいうと、先程来、議論があったとおり、任期を1年残してまた選挙をやらなければならないということがあると。

そうすると、包括的に、先程、高見委員から出たように、緩やかな合併をどう進めていくかという観点に立ちますと、私は、岡本委員の言うように、原則でなくて、緩やかな合併をどう進めるかという、そういう手法も大切なのかなということになると、任期特例なんかはそういう立場で使っていくと理解度が深まるのではないかなと思っています。これは私の本当に委員としての発言だというふうにお許しをいただきたいと思います。

以上です。

福光委員長：それぞれご意見を出されておりますが、その他、今これまで議論をされております4つのいわゆるつながった課題について、まだ発言がないという方がおられましたら発言をしていただきたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

（「異議なし」との声あり）

福光委員長：なければ、この問題についてはこの程度にして、次回しっかりと固めたい。それまでにはそれぞれの立場で議論をしていただいて、考え方を固めて次回に臨んでいただきたいと思います。2つの自治体が一緒になるわけですから、お互いにすり合わせということも必要だと思いますけれども、そうした作業も合わせてしていただければと思っています。

議員の定数並びに任期については、この程度にして次回につなぎたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」との声あり）

福光委員長：それで、冒頭ご挨拶の中で申し上げたように、合併の方式だとか期日だとか財産の取扱いはもう決まっているのですけれども、地域審議会だとか、或いは新市の名称、事務所の位置、そうしたものがまだ継続になっております。中館委員からは急ぐなという発言もありましたけれども、できればこれらについても、今日この場での議題とはしませんけれども、次回のこの小委員会の中で一定程度の合意ができればというふうに考えております。是非、新市の名称、それから事務所の位置、少なくとも事務所の位置が一定程度決まらなると、前回皆様方にお配りをしました組織機構の部分が固まってきませんので、また、住民に説明するためにも是非とも事務所の位置は決めていただけるような、そうした議論になっていくように臨みたいと思っています。

木戸口副委員長：今日、一定程度の意見を出してもらった方が。

福光委員長：今、副委員長から意見がありましたけれども、事務所の位置あるいは新市の名称、そうしたものを一定程度ご意見を出していただいた方がいいのではないかという意見がありましたけれども、いかがでございますか。これまでも事務所の位置については議論を先送りという形にしてきましたので、今日この場で一定程度の発言をいただいて次回につなげていったらという副委員長の発言でございますけれども、いかがでございますか。

はい、では副委員長から。

木戸口副委員長：今度の8月9日には皆さんが持ち寄って多くのことが決まればと思っていますところですよ。

それで、この間、第4回かと思いましたがけれども、新しい機能分担型の機構案というのが

示されました。それで、各庁舎に5部門を置くということとなっております。それで、この機構については皆さん方も異論はないということで進んでいるのかなと思いますけれども、風連としては、本所の位置等に、地域が疲弊しないというか、そういった意味で、ある部分では担保できるものをしっかりとって、その中で庁舎の位置を決めていただきたいという考え方が強いのですけれども。それで、この機能分担型の機構案が出ておりますけれども、その中で、最終的にこれが、新しい市長さんが、部長はどちらにでも置けるという、そういった考え方もありましたけれども、部長さんを置くということは、そこがその部の中心になるという私たちは認識は持っているのですけれども、その中で、風連としてもやはりそういった機構、機能を、5部のある中で、風連の独自性、いろんなことを考えた中で、何とかそういったものもより多く風連の庁舎に担保できればという考え方もあります。

それで、最終的にここの中でこういった、部長さんを云々ということはなかなか議論はないと思うのですけれども、しかしながら、今、剣淵、和寒あたりは合併協の中で役割分担というか、各課の配置がもう既に決まっております。この合併協議会の中ではどう進めていくか。私がそんなことを言うのもおかしいのですけれども、そういったものが見えてこないとなかなか風連としても、本所の位置、また名称になかなか住民合意と、また、自分本位の、委員としてもなかなか進めないという考え方はあるのですけれども、この辺について幹事長、どう進めるのでしょうか。

今幹事長：先に案として示しました機構の関係です。

これは、既に議論していただいたとおり、ふたつの今ある庁舎を有効に活用しようというのがひとつ、もうひとつは、住民に不便をかけない機構をつくりましょうということ。このふたつを確認させていただきまして、では住民に不便をかけない機構とはどういう機構なのだということで案を示させていただきました。

根本的には、今、木戸口副委員長がおっしゃったように、5つの行政分野の窓口を両方の庁舎に置きましょうと。これで住民に不便のかけない機構になるのではないかと、こういうことでややご理解をいただいたなと思っております。

そこで、剣淵、和寒と違いますのは、剣淵、和寒は完全に分担型でございまして、両首長と話して、議会はこちら、この部分はこちらというふうに分けて考えたようであります。

しかし、風連、名寄の場合はそうではなくて、すべての機構を両庁舎に置きましょうと、こういうふうにいたしましたので、その辺だけご理解をいただければ、これは住民に不便のかけない機構だなという理解をしていただきたいなと思っております。

そこで、今お話がありました5分野のうち、どこが主体的、どちらの庁舎に置くのだと。このことはまだ少し先へ行ってからの議論になるのかなと正直言って思っております。住民の皆さん方には、5分野は確実に各庁舎に配置されるので、ここのところは住民に不便のかけない機構だというふうに考えて説明をいただければ、私は理解をしていただけるのかなと。

具体的に課の配置あるいは部の配置まで明らかにここでしなければ、なかなか庁舎の位置

も決まらないというご意見でございますけれども、果たしてそうなのかどうか。私は、その5分野のきちっと住民に不便をかけない機構ができれば、ある意味ではご理解いただけるのかなというふうに思っておりますが、ご意見をいただきたいと思えます。

福光委員長：今、前回お渡ししました機能分担型の機構案という、いわゆる風連庁舎、名寄庁舎の組織のあり方について案が出されておりましたけれども、そのことについて木戸口副委員長から質問があって、今、今幹事長の方から説明あったことでご理解をいただけるのかどうか。

木戸口副委員長の考え方としては、主たる部はどれとどれが風連庁舎にあってということを開きたかったのではないかと思うのですが、そのあたりのところが今、今幹事長からは示されませんでしたけれども、これはまだ議論、先のことだろうというふうに話をしましたので。

富永委員どうぞ。

富永委員：ちょっとこれは小耳に挟んだことを申し上げて恐縮なのですが、農協さんの合併が自治体の合併以上に進んでいるように情報をいただいておりますけれども、いわゆる我々風連町にとっても、農協の何十人も働く職場がまちの中に存在し得るのか、なくなるのかというのは大きな問題でして、これを首長にも、町村合併の立場からも、経済団体とはいえ、農協さんに意見を聞いていただくという姿勢が必要でないかということは町長、助役に、我がまちの、個人的には何回か申し上げておりました。

最近の情報としては、逆に3農協の組合長さんから両首長に、将来に向かっての考え方の意見を交換したと、意見交換会があったというふうに聞いております。その主な意見というのは、今はそれぞれの庁舎、農協であればその使っている事務所を生かして使うけれども、将来を考えると、風連と名寄の中間地点の徳田に農協のセンターを持ってくるべきだと。行政のセンターもあそこに持ってくるべきだというような意見が農協の組合長さんからなされたとか小耳に挟んでいますが、その辺、あったのかなかったのか。

そういうことが、もし農協さんの合併によってそういう提言をなされたのであれば、私は、今風連町の役場は比較的新しいですけれども、名寄の市役所さん、何回も年に行きませんけれども、多少不便なところがあるのかな、或いはちょっと古くて、今日のような暑い日なんかは施設としてどうなのかなというちょっと心配をしておりますけれども、そういった点で、或いは5年後、10年後には庁舎を建てなければならないのだというもし課題があるのであれば、そういう前提で今すぐ中央役場を風連と名寄の境界に持ってくるべきだということはすぐ申し上げませんが、しかし、何年後の将来、近い将来の事業計画としてあっても悪くはないのではないかと。その中に、農協さんからの提言もあるように、そういったものを表現できないかと私は考えています。

あわせて、我々も名寄市という新しい市名に対しては、多少いろいろ申し上げましたけれ

ども、私としては、種々いろんなものを考えた中で、これはやむを得ない選択だと。これにかわる妙案はないと個人的には私は判断しております。

ですから、木戸口副委員長が次回までに多少焦ってお話しされておられるようですからあえて申し上げますけれども、これは冒頭に中館さんからこの話が出たときにありましたように、今すぐ風連においしいあめ玉を用意してくれとは言わないまでも、将来構想をぜひ考えたときに、中央の地域にそういう機能を持ってくる構想はどうなのだろうということを確認できるものであれば、この委員会で確認できないかなというふうに個人的には思っております。

福光委員長：大変難しい、いわゆる財政の問題にもかかわってきて難しいところで、私どものところでそれが、合併協議会としての意見として記述できるのかどうか、ちょっと私も判断に迷うところですけども、いずれにしても、農協と首長との話があったということについては、幹事長としては聞いておられるということですか。

どうぞ、今幹事長。

今幹事長：今富永委員からお話がありました、JAの合併に伴いまして、JAの3組合長さんから申し入れがありまして、合併の委員長、寺田組合長さんを中心にしまして、正式に機関決定する前に状況を両首長に説明しておきたいという意味で、私は出席できませんでしたがけれども、首長側も複数、それから農協側も複数で報告をいただいたところです。

議論として特にあったという報告をいただいたのは、やっぱり庁舎の位置はありましたと。しかし、本所は風連ということで、そしてまた支所機能を位置づけていくと。将来、希望として、建てかえるときにはどこどこと、こういうような話があったようでありますけれども、それはJA合併の中での意見としてというふうに私は承っております、もし間違っていれば、未確認情報ということで受けとめをいただきたいと思っております。

それから、もうひとつであります、風連、名寄が合併した場合には将来的にはどうなのだという事は、新市建設の方と十分にリンクする話でありますけれども、以前にも私の個人的な見解として申し上げましたけれども、今回の合併は、風連町、名寄市が合併をして、今までより以上にこの地方の中核都市になりますと。人材も産業も、このふたつが合併すれば、商業が強くなる、農業も強くなると。上川北部10カ町村の今まで以上の中核都市になります。そうすると当然広域的な考え方も持たなければなりません。したがって、5年や10年では、今の名寄市の庁舎は暖房完備でありますけれども、冷房完備はございませんけれども、しかし今の庁舎を使えるだろうと。しかし、その先については、今申し上げました広域の中心地という議論が当然出てくるのではないのでしょうかと、こういうふうに私自身は今考えております。

以上であります。

福光委員長：ご理解いただけましたでしょうか。

福光委員長：本庁舎の問題、それからそれぞれの風連庁舎、名寄庁舎の機構の問題についても今若干のやりとりがありました。そのことで皆さん方から、次回までに話を進めていくための皆様方の考え方、或いは聞いておきたいこと、もしあれば発言をいただきたいと思えますけれども。

黒井委員：議員問題で、議論は煮詰まってはきているのですけれども、結論までは至らない。両方ともいいですか、ぶつかっているような状態なのですけれども、例えば次回に改めて、できるだけ住民説明会までに決めたいという意味では次回に何とか結論を導きたいということなのですけれども、我々がというか、それぞれの主張しているものについては、そうはこういう場では余り変えようがないというか、変わらないような気がいたします。

そんな中で、これは委員長としてのひとつの提案なり発案の中で、次回にまとまる方策というものをちょっと提案していただきたいなと思うのです。このままではちょっと厳しいような気がしますので、そこら辺、正副委員長の中でちょっと工夫をしていただきたいなと私の方から提案をします。

福光委員長：前回、終了後若干そのあたりのところも、考え方を示しながら個別にお伺いした経過があります。確かに極めて、言葉は悪いのですけれども、生臭い課題については一定程度すり合わせをする場が必要でないのかという考え方は委員長、副委員長ともに持っておりまして、この小委員会全体でできるのか、或いはお祭り、お盆が来る中で全体のすり合わせができるのかどうか、ちょっとそのあたりも皆さんに諮らなければなりません、個別にでもそういったような取り組みはしなければならぬと思っておりますが、皆様方が、もしそうしたことを強く望むのであれば、何とか日にちをやりくりしながらやりたいと考えておりますが、いかがでございますか。やった方がいいのではないかという意見が多ければ、私としては、もうはっきり日にちも決めておきたいなというふうに思っておりますが。

野本委員どうぞ。

野本委員：ただし、中身によってはどうしても検討項目の中で詰め切れない、誤差が生まれないままに進んだ場合、時としては両論併記ということもあり得るのではないかと。それを協議会にまた持ち越すということも、これは今後、それぞれ紳士的な協議ですから、そういうことはないことを信じて協議したいと思いますけれども、場合によってはそういうことも、なかなか、どうしても盛り切れない部分もシビアな部分についてはあり得るかもしれない。そういうことも委員長、頭の隅っこにちょっと置いていただきたいと思えます。

福光委員長：今野本委員が両論併記の話をしましたけれども、一定程度この小委員会で

は責任を持って一定程度の結論を導かなければならないと思うのですが、もしも結論に導くことが、或いは合意ができない問題が発生した場合、運営小委員会という1つの組織がこの合併協議会の中にありますので、そこで一定程度たたき台を出していただいて、そしてこの小委員会に再度提案してもらおうというような形も必要だと委員長としては考えております。

ですから、庁舎の問題や、或いは新市の名称、どうしても合意に至らない、或いは議員の問題で共通な立場に立てないという問題が発生するとすれば、そうした運営小委員会にゆだねる形で、たたき台を出していただいてもう一度小委員会で結論を出すと、そういうような形をとりたいと委員長としては考えております。できるだけ両論併記を出すようなことはしたくないと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それで、先程の話に戻りますけれども、いわゆる内々での話といたしますか、合意に至るような議論を平場でなくてできるような日にちを設定してくださいという黒井委員のご意見でございましたので、そういったような取り組みを委員長、副委員長で相談をして進めてよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、そうさせていただきますと思います。

できるだけ次回の小委員会前に日にちを設定したいと思っております。名寄、風連、それぞれお祭りがございますけれども、お祭りの期間中、或いは過ぎたあたりでの、いずれにしても9日、8日以前にそういう場を持ちたいと考えておりますので、忙しいと思っておりますけれども、是非ご理解をいただきたいと思っております。

それでは、これまでの継続してきた課題については……。

中野委員：委員長、ちょっといいですか。

福光委員長：中野委員どうぞ。

中野委員：中野です。

ちょっと黒井さんの意見を確認したいのです。今委員長が言ったような意見なのですか、今のは、全体でということなのですか。

福光委員長：全体で。この小委員会ということですね。そうでなくて。

黒井委員：そうです。全体です。

中野委員：そういう意見だったのですか。

福光委員長：小委員会全体でということ。

中野委員：それでまた、その場でたたき台的なものというか、ある程度の方向をとということだったのですか、黒井さんの。ちょっと確認だけさせてください。

福光委員長：黒井委員どうぞ。

黒井委員：黒井です。

特別にそれに限定をして発言したわけではないのですけれども、例えば個別ということもあり得るなど。これは委員長のまとめ役としての汗かきだと思えるのですけれども、委員長がそう判断をして、どっちかに一方にまとめたいという意識があるのであればそれは個別でも結構ですけれども、そういうことでなくて、全体の意見を何とか。

ということは、富永さんが言うように、これはすべてリンクをしていますので、ひとつどこかを決めていくといろいろ譲歩し合うというか、譲り合う部分というのは出てきて当然な話なので、必ずしも、ここは全部意見を出して議論をしていますので、どこも決まっていますので、そういう意味ではちょっとやりづらいのかなと。そういう意味では、在任の問題が、それでもいいだろうと。しかし、定数の問題はこうしてくれという話をできれば率直にしたいなど。

それは言ってもちょっと、駆け引きではないですけれども、なかなかそこまでは行けない部分があるので、そういった意味では、委員長判断で、全体でそういう話どうだろうということも含めて言っていますので。

福光委員長：中野委員からの黒井委員の発言について、提案について確認をされましたけれども、委員長としては、できればこの小委員会全体で非公式に話し合いをしたいというふうに考えておりますので。

よろしゅうございますか。そういう考え方でよろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、そういうことで、また追って日時についてはご案内をさせていただきます。

それでは、これまで継続審議でありました議題については一応このあたりでとどめて、新しく第2号の新規協議事項、これらについて頭出しをしておきたいと思っておりますので、事務局の方から説明をしていただきたいと思っております。資料も若干今までと違った資料の形になっておりますので、そのことも含めて説明をいただきたいと思っております。

中西事務局次長：事務局の中西です。

お手元の方に新規協議項目ということで、5点ほど出してあります。1点目が、協議項目B-4にございます一般職の身分の取扱いに関する事、それからB-6にございます地方税の取扱いについて、C-5にございます各市町の慣行の取扱いに関する事、C-6番目でございますが、国民健康保険事業の取扱いについて、さらにC-7、介護保険事業の取扱いについて説明し、提案させていただきます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

早速資料に基づきまして、B-4、一般職の身分の取扱いに関する事について説明いたしますけれども、今回から、協議のポイントというものを最初に記載をさせていただきます。

全部で3つございまして、一般職の身分の取扱いにつきましては、職員は合併の前日をもちまして失職することになります。従いまして、合併後もすべて身分を引き継ぐ取り決めが協議会の中で必要だということでございます。

それから、職員数につきましては、新市において新たな定数を定める必要がございます。この際、協議会として定数の方向につきまして意見を付する協議会が多ございまして、私どもの協議会についてもそのような方向性を出すのかという部分でございます。

3点目でございますが、職員の任免、給与その他、身分の取扱いについても公正に処理することが特例法の中で定められております。協議会としてその旨の取り決めが必要となっております。

開いていただきまして、既に担当職員におきます分科会専門部会で調整方針が協議がなされて出ておりまして、番目といたしまして、2市町の一般職の職員につきましては、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

といたしまして、職員数については、新市においては定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

といたしまして、職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し、統一を図る。

といたしまして、給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し、統一を図る。尚、現職員については、現給を保障する、このような調整内容で調整方針が出ているということでございます。

以上の内容でございますけれども、提案の詳細につきまして、資料をもとに説明をさせていただきます。

福光委員長：細かいのはいいです。1号、2号、3号で。

中西事務局次長：それでは、一番最後に、17ページに先進事例を4市ほど掲載させていただきますので、ご参考いただければと思ひます。

それから、2番目でございますけれども、地方税の取扱いですが、得能参事の方から説明をさせていただきます。

得能事務局参事：事務局の得能です。

私の方から、協議第2号ということで、地方税の取扱いについて、協定項目B-6ということで提出をさせていただきます。

この委員会でご論議をいただきたい点を協議のポイントという形でまとめさせていただきました。基本的には地方税法に基づいて両市町がそれぞれ賦課をしたり作業をしておりますので、その部分に関するものについては基本的に同じということではありますが、地方税法の中でも一定の許容範囲でそれぞれの自治体が決めることが許されている部分があります。それがまず1番目の一部の税率の違いをどう統一をするかという点であります。

名寄市と風連町は軽自動車税と法人住民税の均等割、この部分が、いわゆる標準課税という一般的な税率を使っている部分と、名寄市の場合は制限税率ということで、後ろの方に資料をつけておきましたので一読いただければと思うのですが、標準税率の1.2倍までの範囲の中で自治体が決めることができるという規定がございますが、その制限税率を使っている部分があります。この部分を両市町で違いがあるということで、どう統一をしていくのかという点が1点であります。

それから、統一に要する期間ということで、一般的に合併と同時に税率をいきなり変えるというタイプは余りなくて、全国の例を見ますと、何年間かけて両市町が一緒の税率を用いていくという、そういうものがあります。合併特例法の規定の中で、ひとつの自治体でも、最長5年間は不均一課税ということで、2つぐらいの税率を持ってやっていってもよいという規定がありますから、その点をどうするのか、是非ご議論をいただきたいと思えます。

それから、3つ目には納期の違い、例えば個人住民税、名寄市は3回ですが、風連町は4回というような違いがあります。これは多分に今日の議題にもあります慣行の部分等とも絡んでくる部分があると思うのですが、この納期の違いをでは新市の中でどういうふうに統一をしていくのか、その点について是非ご協議をいただきたい。

合わせまして、納付月の違いということで、当然納期が違いますと月が違うということもありますから、その辺の統一を新市においてどういうふうに統一をしていくのかということもご議論いただきたいと思えます。

それともうひとつは、大きな違いとして、都市計画税の扱いでございます。風連町は賦課していないと書きましたが、正しく言いますと、風連町には用途区域が指定をされておられません。名寄市は用途区域を指定しておりますので、指定をした用途区域内に0.3%の率で課税をしていると、このような違いがありますので、ここの扱いをどうしていくのかということをご議論いただきたいと思っております。

以降、資料の方では1ページ目からずっと横の表で記載をしてございますが、その網のかがかってちょっと色の濃くなっている部分、ここが両市町で違いのある部分でありまして、ここのところをどういうふうに調整、統一をしていくのかということで、担当者の分科会専門部会での調整方針としましては、これは当然法的にも1つの法人格の自治体は1つの税率ということでもありますから、新市においては統一をしなければならないという方針になってお

りますし、一部に違いのある各税の納期についても、これらはやがては統一をされるべきであるという調整方針を持ちましたけれども、是非それらをご参考に委員の皆様のご議論をいただきたい、このように思っております。

問題の都市計画税であります、一番後ろの方に、13ページから、ちょっと別様式になって恐縮ですが、記載をしてございます。先程申し上げましたように、名寄市は用途地域、13ページの中段ほどにございますように、この地域にはこういう建物を建ててはいけないというような大まかな決めがございまして、まち並みや景観を維持をしていこうというのが用途地域であります、名寄市においてはこれが指定をされている。風連町では、都市計画区域はあるのですけれども、用途地域についてまだ指定がされていない。

それについては、実は用途地域を指定する予定区域というのが別の補助金で行った事業の区域の中にかかっております。後ほど詳しくごらんいただきたいと思います、補助金適正化法というのがございまして、1つの補助金で何か事業を行った地域については一定の期間別のことをしてはいけないと、簡単に言いますとそういう縛りがございまして、それが風連町の場合は平成22年まで、先にやった事業の縛りがつくということになりまして、実際問題22年まで用途地域を指定をすることができないということになります。

仮にこれを指定をするということになりますと、前の補助事業が違反といいますが、いわゆる申請と違うということになりますから、そういう意味では、契約で言えば違約金というような形で補助金の返還が求められたりというような場合も出てまいりますけれども、そのような事情がございまして、ここの部分については、担当者としては、ここの調整方針のところにありますように、この適化法の縛りが外れるのを待って速やかに用途地域を指定をし、都市計画税を均等に、名寄市と合わせていくべきだというふうな調整方針が出ておりますけれども、この点も委員の皆様のご議論をいただきたい、このように思っております。

以上でございます。

福光委員長：それでは3号。

中西事務局次長：C-5番、慣行の取扱いについてというものでございます。

協議のポイントにもございますが、慣行につきましては、各々の市町において愛着が深い。地域の特性、個性、住民生活に配慮しながら新市において取扱いを協議することとされておりました、協定項目のCにございますように、条例、規則の取扱いとも関連をいたします。特に住民に密接している部分について協定項目の中に明記しようとするものでございます。すなわち、新しいまちの市章ですとか新市の木、鳥、花、市技、各種宣言、憲章については新市において定め、各々の名誉町民・市民につきましては、継続の上、新たにまた調整すると。それから、新市の表彰制度については再編して創設する。

また、この中で、説明の中にも一部ありますけれども、統合を検討しなければならないものというものもございまして、更に、それぞれ歴史を持って行っております国内外との交流事

業、それぞれの友好交流事業につきましても継続していく旨を前提に調整を図っていくということでの提案でございます。

福光委員長：では4号。

得能事務局参事：それでは、第4号 国民健康保険事業の取扱いについてでございます。

同じように、この協議会、委員会で協議をしていただきたい点をポイントとしてまとめました。ひとつには国保の税率、それから賦課方式の違いの統一であります。同じ地方税であります。国民健康保険税というのは、いわゆるかかる医療費に応じた分ということで税率がそれぞれの保険者、すなわち自治体で決められております。したがって、ここは風連町と名寄市の税率が違うというところではありますが、今度は合併をしますとひとつの保険者ということになりますから、その中でも、先程申し上げたのと同じように、2つあるいは3つの料率を持つということができませんので、ここは統一をしていかなければならないということになります。

それから、賦課方式であります。現在、40歳以上の国民健康保険被保険者の方は介護の2号被保険者という形で、医療分と、それから介護分という形で別々に計算をされたものが合算をされて全体の国民健康保険税ということで算出をされておりますが、この介護分の賦課方式が風連町は、所得割、資産割、均等割、平等割、この4つの要素をもって構成をされる4方式、名寄市の場合は、資産割を設けておりませんから、所得割、均等割、平等割の3方式、ここで賦課方式が違うということになります。ここも当然統一の対象になってまいります。

あと、これらは国民健康保険法に基づきまして行っている事業でありますから、今申し上げた国保料、国保税の関係は別にいたしまして、給付の関係については、国民健康保険法ののっとりやっておりますので、両市町に差異がございません。ただし、任意給付という形で、保険者の一定の権限の中で決定をできる部分について、例えば葬祭費、これは国民健康保険に入っておられた方がお亡くなりになったときに出るお金であります。この葬祭費が風連町は1万円、名寄市は2万円という差があります。ここも当然統一をしていかなければならないという点であります。

それから、それぞれの保険者が保健事業という形で、健康づくりも含めていろいろな制度をやっておりますが、後ほどの表にございますように、各種検診、がん検診ですとか、それから総合検診も含めて、それらの助成の補助金、個人負担の違いがあります。これらも当然、同じ保険者のもとの被保険者ということになりますので、同じでなければならぬということで、統一を図っていかなければならない点であります。

それともうひとつは、それぞれが有する基金の取扱い。基金の取扱いについては、基本的には新市に引き継ぐということで既に議論をいただいておりますが、この国民健康保険の部分のいわゆる特定目的基金ということでございますが、それぞれに基金を積み立てておりま

す。この基金の取扱いをどうしていくのかということも是非ご論議をいただきたいと思っておりますし、もう一点、最後になりますが、国保運営委員会の統一ということで、それぞれ現在両市町には国民健康保険の運営委員会というのが設置をされてございます。それらも、新たに保険者としてはひとつになりますので統一をしていきますが、そのときに、その代表の選び方等を含めて、ここで旧名寄市、旧風連町という、そういう扱いをするのかどうか、そんなところも合わせてこの委員会の中でお決めをいただきたいと思っております。

資料の1ページ以降につきましては、先程と同じように、網のかかっている部分が両市町において取扱いに差のある部分であります。1ページ目の下の方は、この上の表の税率に基づきまして、架空の家族構成ということで、夫43歳、妻38歳、子供2人、世帯の給与収入ということで300万円の年間の給与収入がある。資産税は3万円の税金を払っているという架空の世帯をつくりまして、それぞれの現在の料率で計算をしたものが下の表の税額総計というところにあります。風連町が31万100円、名寄市が29万800円ということで、ここでは風連町の方が負担が大きいということが出ておりますが、これはあくまでもこの家族の場合ということでありまして、家族構成が違っていたり、或いは資産税の額が違ってれば当然ここは違ってくるというので、一概には比較をできないのでありますが、一応同じケースの場合どんなふうになるのかということで例として載せてありますので、ご参照いただきたいと思えます。

以下、先程申し上げた違いについては、それぞれ網をかけてお示しをしておりますので、是非ご論議の方をよろしくお願いしたいと思いますし、4ページには、それぞれどんな形で統一をしていくのかということですが、全体的な流れとしては、どちらかの制度に合わせていくという、新たな基準を新たに設けるということではなくて、どちらかの制度に合わせていくという先進の事例が多いようであります。ご参考までに申し上げますので、是非よろしくご協議をいただきたいと思えます。

福光委員長：5号。

中西事務局次長：介護保険の取扱いでございますけれども、協議のポイントといたしましては、給付の内容や料金につきましては、老人福祉計画、介護保険事業計画に基づいて設定されているというものでございます。

ここで問題になりますのは、風連町と名寄市の事業計画年度は同じでございます。平成15年度から17年度までの第2期計画を持っておりまして、ここに書いておりますように、合併の時期にもよりますけれども、17年度末までに合併する場合につきましては、既に18年度から3カ年分の計画を議決をいただいている状況となってまいります。

また、合併後につきましては、新市として改めて計画を定めることが必要となっておりますけれども、その際におきましても適用は翌年度からという形にならざるを得ないということになります。

それから、先程の国保と同じように、準備基金がございますけれども、資料の作成時と合併時では、給付の内容等の影響がございます、現在の状況とは異なるおそれがあるということ踏まえて分科会の方で協議を始めたところでございます。

それで、1ページの上段のところに分科会の調整内容を記載させていただいておりますけれども、差異のないものについては現行どおりという部分でございます、差異のあるものにつきましては次のとおりと。

保険料と納期につきましては、新たに策定される第3期で定める各々の保険料と納期とする不均一保険料として、新市で新たに策定される計画のもとで統合する。としたものでございます。各々が定めた制度が適用されます期間中の給付内容や減免措置につきましては新市で協議することとしたいこと、更に、この計画の検討機関につきましては合併時に再編するという提案でございます。

10ページをお開きいただきたいと思いますが、介護給付費準備基金の状況がございます。ここに記載のある部分では、現在の状況に非常に大きな開きがございます。ですが、合併時までには、これから比率の違い等とか国の制度改正が予定されておまして、基金の状況は均衡もしくは逆転するのではないかなというような推計もございます。この基金は保険給付以外には使用できないものでございまして、新市での新しい計画がスタートするときに合わせて統合されるべきものと考えているところでございます。

現状、給付の内容や減免規定に、名寄市にはあって風連町にはないものにつきまして網かけで表示をさせていただいておりますけれども、合併時では2制度でスタートし、おのおの制度が適用されることと推定されます。

更に、区域区分につきましては住所が基準となると思われまして、新市内での地域間移動では、現在の転出入の考え方、すなわち月割りでの保険料負担が適用されるというふうに予想されます。

いずれにいたしましても、新市におきまして改めて計画を策定し、それに沿った給付と料金設定がされると、こんな協議内容でございます。

福光委員長：今、新規の協議事項でB - 4からC - 7まで、協議第1号から第5号まで説明をいただきました。

極めて住民にとっては関心の高い税の問題や、或いは国保税、介護保険、そうしたものの金額にかかわってくる問題でございますので、これもできれば次回以降協議をして、住民説明会に間に合えば、しっかりと提案できるような、そんな形にしていった方が、住民にとっては極めて関心がこの合併について持てるのではないかと考えていますので、今日以降、皆様方にお配りした資料をしっかりと読んでいただいて、十分このことについては理解をいただいて議論に入っていただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。

斉藤委員：委員長。

福光委員長：斉藤委員どうぞ。

斉藤委員：ただいまの説明を聞いて、今、委員長も言われたように、文字どおり、合併することによって住民の具体的な生活にかかわる問題がどうなるのかと。例えば国保税がどうなるのかなんていうのは一番関心のあるところですし、その他、必要協議項目のCでは、この後、病院、例えば風連でしたら診療所をどういうふうにするのかだとか、更にまた使用料、手数料、上下水道はどうなるのかと、そもそも合併する目的は、両首長の合意の中にありましたように、交付税が削減されて財源が大変になるのだと。だけれども、合併することによって、交付税が減らされる期間が10年間一定現状で維持されるのだよと、こういうひとつのメリットがあるわけです。そのメリットを使うことによって、本来こういうふうになるやつがこういう形でできるのですと、そういう提案が私はされると思ったのです。そうしたら、これは両論併記なのです。国保税だったらこういう違いがありますと。それではやっぱり審議としては非常に不十分になるのではないかと。

私はもっと、そういう財源の確保がされる可能性があるわけですから、それに基づいて住民とのかかわりが、こういうプラスの面があるのですというやつを明確にした、それが出されない、一般論で、ここで論議をせというふうに言われても、これはちょっとやっぱり難しいと。私は、委員長にそこら辺、事務作業のメンバーに積極的にそこるところをしてもらうと。例えば風連さんの1町でいく場合の財政のシミュレーションを見ても、とりあえず職員は減らすは議員も減らすは、相当使用料やなんかも上げるというようにしているわけですから。それが合併することによってそれはしなくてもいいのだということになれば、町民の理解も非常に早いのではないかと。

そういうこともあって、私はその点を当委員会として求めていかないと、これを一からやれと言われても、とてもじゃない、時間がない中でできないのではないかと、そういうふうに考えますので、どうでしょうか委員長、そういうふうに諮ってほしいと思いますが。

福光委員長：斉藤委員から今そうした発言がありまして、もっともなことだと思っております。私としては、安きにつけるか高きにつけるかという議論だけで済むのかという心配もあります。しかし、事務方としての考え方もありますので、ちょっとそのあたりのところの考え方を示していただいて、改めて委員長として求めます。

今幹事長：やはり制度でございますので、まずその制度をどうするかということを一とつ決めるといことであります。確かにお示しした資料、これを全部一から十まで議論をするといったら非常に莫大な労力がかかります。したがって、今、分科会である程度示してございますが、さらに専門部会の方でまた絞って議論を進めていくと。その判断をぜひお願いしたいと思っております。

その判断の際に、先程、斉藤委員から話があったとおり、例えば国民健康保険事業の取扱

いについて、制度として一本化されるけれども、もう少し賦課した方がいいと、さてその財源はどこにあるかと、こういう議論に次になっていくのではないかと思っております、まずは制度として両市町の違いをまとめていくためにどうするかということをご判断をいただければと思っております、是非お願いしたいなと思います。

福光委員長：今、今幹事長の方からそういった説明がありましたけれども、とりあえずどういうふうにしてまとめるのかということの判断を小委員会に求めているわけですが、斉藤委員、何か。

斉藤委員：今の答弁では、当然ではないですか、こういうふうな制度を一本化するというやつは。問題は、それが住民にとってはどういうふうな変化を及ぼすのかと。ですから本来は、前も言っておきましたけれども、合併することによって交付税の算入やなんかがこれだけ減るやつがこれだけで維持される、そういうシミュレーションを本来はもっと先に出すべきでないのかと私なんかは前から言っているのですけれども、そういうのがあることによって住民に説明に対しての、すなわち福祉なども大きな課題なのですけれども、とりあえず財政が大変なので、どうしても抑える傾向にあるわけです。ただその流れに行くのではなくて、合併することによってそれはこういうふう維持されるだとかいうのを私は担当の方では汗をかいてもらいたいと。

制度の問題については当然一緒にしていかなければならないわけですから、それは余り論議の問題については心配がないなと思っていたのですが。

福光委員長：斉藤委員の発言、理解はできるのですが、しかしこの小委員会として、風連と名寄とがひとつになった場合に、それぞれ今行われている、例えば国保税にしても、或いは介護保険の料金にしても、違う部分をどっちにつけるのか、どのような形にするのかというのは一定程度この小委員会で方向性というか、そういうものを出した上で、今、斉藤委員が言うものを求めた方が近道ではないのかと思うのですけれども、いかがですか。

富永委員：いいですか。

福光委員長：はい。

富永委員：国保税の問題だとか、外の専門的なことになると我々は全然わかりません、法律も。したがって、今回なぜ合併するのかというのは非常にシンプルでありまして、住民負担がふえる合併ではないのです。逆に軽減されるか、ある程度低い方に合わせていくよと。その穴を特例債で埋めて、緩やかにほかのスリムにできるところをしていくのだよということが僕は基本的にこの合併の背景にあると思うのです。ですから、できれば、高い方に合わ

せる議論ではなくて、負担の低い方に、合併してこれだけメリットがあるのですよという方に僕は視線を置いて議論をするべきだと。

制度の問題は、専門的な問題ですから、これは議会議員でやっていただきたい。我々専門的に国保のものだとか、そんな専門的な勉強をこれからやっても、私議員をやっていたときも国保税だけはよくわかりませんでした、本当に。ですから、それを今さら我々もう一回勉強して是非について議論せと言われても、ちょっと専門的なことは難しい。ですから、そのために議会があるわけですから、細かいことは別にして、私は、基本的に住民の負担が下がるのですよという姿勢でこの問題は議論すべきだと思います。

ですから、細かい制度の問題なんかにおいては、議会議員、先程の定数の問題も含めて、少し多目に1期ぐらいはやられたらどうでしょう。こういう問題は緩やかに、4、5年かけてやっていただきたいと、そういうことでございます。

福光委員長：中館委員どうぞ。

中館委員：事務局の方で、どのぐらい要するに合併したら削れるのか、その辺のことを勉強していただいて、我々に提示をしてほしいのです。今の予算が合計で何ぼだよと。合併したときにはこの部分はこれだけ減ります、そういう具体的な計数を出してほしいと、こう思っています。

福光委員長：大変なかなか難しい注文がありましたけれども、今幹事長どうぞ。

今幹事長：合併することによって、今日お示ししているこういう制度がまず決まらなければ、なかなか試算まで至れないということになっております。概略、例えば人件費であると、退職補充率をこのぐらいに抑えましょうと。もう少し議論しなければなりませんけれども、それによってこのぐらいというのは大枠出ますけれども、今回のように税の扱いと料金の扱いとかと、こういうことで、ある程度制度が決まっていって最後にその差がわかってくるというふうにご理解いただければと思っています。

福光委員長：いずれにしても、次回この問題を協議するときには、富永委員の発言や斉藤委員の発言、或いは中館委員の発言をもとにしながら、しっかりと住民に納得のいただけるような考え方を整理したいと考えておりますので、そういうところで、今日のところはこのあたりで締めたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

4. 次回の小委員会開催について

福光委員長：それでは、次回の小委員会の開催について若干、先程から言葉の端々に9

日9日と言っていましたけれども、前回のときに今回と次回の日程をあらあら決めさせていただきます。それで、9日に次回は開催をしたいと思いますが、時間は。

中西事務局次長：次の会議でございますけれども、8月9日、18時から、風連町役場3階大会議室で行っていただければという提案でございます。

福光委員長：18時。

中西事務局次長：午後6時からでございます。
申し訳ございません。午後6時15分でございます。

福光委員長：8月9日、基本項目検討小委員会は18時15分から開会ということで案内をさしあげたいと思います。6時15分。よろしゅうございますか。風連町役場です。

議題については、今日、これまで継続された問題と、今日説明いただいたB-4からC-7までの議題としたいと思っております。

5. その他

福光委員長：その他の方、事務局何かありますか。

中西事務局次長：9日の第7回の会議を受けまして、8月11日、午後6時から、風連町の総合福祉センターで第3回目の協議会を開きたいと考えているところでございます。この協議会につきましては、通常の議題のほかに、8月23日から予定をしております住民説明会の内容につきましてご協議をいただきたいと考えているところでございます。この時間につきましては、午後6時からで。風連町の福祉センターを予定しております。

福光委員長：第3回目の合併協議会、11日の午後6時、風連町福祉センターでということ、よろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：先程、話が出ておりました平場での話が必要だろうということでございますが、委員長としては7日にしたいというふうに考えておりますが、よろしゅうございますか。都合の悪い方もおられるかと思っておりますけれども、8月7日、土曜日、夜。場所、時間は後ほどご連絡をさせていただきます。

よろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：連日で大変でしょうけれども、お許しをいただきたいと思います。

6. 閉 会

福光委員長：それでは、以上で今日の小委員会を閉じたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

（「異議なし」との声あり）

福光委員長：本当に皆さんご苦労さまでございました。暑い中、熱心に協議をいただきまして。しかも言いづらいことも言っていただきまして。

次回には一定程度議会の問題もまとまるのではないかと期待しております。その後、議会の問題が大体片づけば、後はすんなりといくのではないかと委員長としては期待しているところであります。

また、その後は住民に直接関係のある課題を議題としなければなりません。これもできれば住民説明会にしっかりと説明ができるような、そんな形でまとめていきたいと考えておりますので、ご協力をいただきたいと思います。

今日は大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。